

## 資 料 集

**令和5年 2月12日 13:00~16:50** (開場12:30)

会 場 松江テルサ 1Fテルサホール

日本遺産 祈る皇女斎王のみやこ 斎宮 **添合 麻 中性粉** 

**齊官歷史博物館** (斎宮活性化実行委員会)





伊勢神宮・出雲大社の存在に象徴されるように、古代国家において 伊勢と出雲は神祇制度・信仰の上で特別な地位を有してきました。し かし、その一方で奈良時代には国家的な仏教が重視され、寺院などの 仏教施設が地方にも整備されました。伊勢と出雲においても、神祇信 仰との関わりの中で地域色が現れていきます。

今回の講座では、伊勢と出雲の神祇信仰と仏教が、それぞれの地域 でどのように展開・発展を遂げてきたのかを比較し、その歴史的意義 に迫ります。また、古代の伊勢神宮を考える上で重要な「斎宮」につ いてもご紹介していきます。

## 進行 次 第

令和 5 年 2 月 12 日(日) 松江テルサ 1F テルサホール

12:3	$\wedge$	亚归	開始
17.3		·▽'1\	田田

- 13:00 開会あいさつ・趣旨説明
- 13:10 基調講演「古代国家の神祇制度-伊勢と出雲の宗教世界」

愛知教育大学名誉教授 西宮秀紀氏

- 14:00 (休憩)
- 14:10 報告「伊勢神郡・神宮と斎宮の成立」

斎宮歴史博物館 川部浩司

14:35 報告「仏教の浸透からみた古代伊勢の宗教世界」

> 斎宮歴史博物館 大川勝宏

15:10 報告「古代出雲の宗教世界」

島根県古代文化センター 松尾充晶

- 15:50 (休憩)
- 16:00 討論「伊勢と出雲~両地域にみる古代の宗教世界」
- 16:40 閉会あいさつ







ト川勝宏



## 【お願い】

新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、当日発熱や咳症状のある方、また会場 内でのマスクの着用にご協力いただけない方は入場できません。会場受付等での検温 や手指消毒、その他係員の指示に従うなど、ご理解とご協力をお願いします。

## 古代国家の神祇制度ー伊勢と出雲の宗教世界

愛知教育大学名誉教授 西宮秀紀

## はじめに

## 1. 古代国家の神祇制度と神祇祭祀・神社

1. 伊勢国・出雲国の官社

A.伊勢国・伊勢神宮の場合

・253 座⑤(13 郡)※度会郡 58 座(大 14 座・小 44 座)・※多気郡 52 座(並小)・※飯野郡 4座(並小、寛平9年9月11日符〈『類従三代格』〉)・※飯高郡 9座(並小、文治元年9月9日〈『類聚大補任』〉)・壱志郡(大 3座〈阿射加神社 3座[並名神大]〉・小 10座)・安濃郡 10座(並小)・庵芸郡 13座(並小)・鈴鹿郡 19座(並小)・河曲郡 20座(並小)・三重郡 6座(並小)・朝 明郡 24座(並小)・員弁郡 10座(並小)・桑名郡 15座(大 1座〈多度神社[名神大]〉・小 14座) ※神郡

## B.出雲国神社・杵築大社の場合

・187 座○28 (10 郡) ※意宇郡 48 座 (大1座〈熊野坐神社・名神大〉・小 47 座)・島根郡 14 座 (並小)・秋鹿郡 10 座 (並小)・楯縫郡 9座 (並小)・出雲郡 58 座 (大1座〈杵築大社・名神大〉・小 57 座)・神門郡 27 座 (並小)・飯石郡 5座 (並小)・仁多郡 2座 (並小)・大原郡 13 座 (並小)・能義郡 1座 (小)・・・○58・○59 c・1 ほか

(参考)考古資料・出雲市青木遺跡(8C後半~9C前半中心)「美社」「伊努」「縣」「祝」

- 2. 律令制祭祀での両者の位置づけ
- ・神祇令他→表・①②③④(『類聚国史』巻十・十九 延暦 17 年(798) 9 月癸丑条)・○28, 5 3. 非官社
  - A.両宮儀式帳にみえる非官社 ※神郡

「皇太神宮儀式帳」管渡会郡神社 40 処・・・官帳社 25 処・未入官帳社 15 処(38%)⑫ 「止由気宮儀式帳」管渡会郡神社 24 処・・・官帳社 16 処・未載官帳名社 8 処(33%)

出雲国神社 (399 所巻首・安来郷項) 在神祗官 184 所 不在神祗官 215 所 58 ※神郡 ※意宇郡 (48 所・19 所、28%) 59 l・m 島根郡 (14 所・35 所、71%) 60 追加 秋鹿郡 (10 所・15 所、60%) 61 楯縫郡 (9 所・19 所、68%) 62 出雲郡 (58 所・64 所、52%) 63 神門郡 (25 所・12 所、44%) 64 飯石郡 (5 所・16 所、76%) 65 仁 多郡 (2 所・8 所、80%) 66 追加 大原郡神社 (13 所・17 所、57%) 67

## 4. 経済基盤

## A.伊勢神宮

・○34(参考)・『延喜式』巻四伊勢大神宮 69 封戸条「伊勢国(渡会郡・多気郡・飯野郡・飯 高郡 36 戸・壱志郡 28 戸・安濃郡 35 戸・鈴鹿郡 10 戸・河曲郡 38 戸・桑名郡 5 戸)・諸国(大 和国 15 戸・伊賀国 20 戸・志摩国 66 戸・尾張国 40 戸・参河国 20 戸・遠江国 40 戸) |

## B.杵築大社ほか

- ・『出雲国風土記』神戸・意宇郡○59 e ・ f ・ g 、秋鹿郡神戸里○61、楯縫郡神戸里○62、出 雲郡神戸郷○63・神門郡神戸里○64 ・ ○34・49・15・16・17・18 (参考○35)
- 5. 特記事項
  - ・伊勢神宮と杵築大社と天神・地祇(○39.5)、修造(伝承)
    - B.杵築大社・国神 (大己貴神) ← (使者王・国造) ←高皇産霊尊 (天皇) [修造(伝承)] ○39・32・33・50 · (参考 63)

〈参考〉A.伊勢神宮・天神(天照大神)←天皇[式年造替・修造]伊勢大神宮式 18 遷宮条他

- ・伊勢神宮と杵築大社の神祇職(神職)構成
  - A.伊勢神宮 大神宮司一禰宜一大内人一大物忌一物忌(父)一小内人~祝(部)
  - B.杵築大社 (神宮司) 一神主~祝(部) ※神宮司廃止(『類聚国史』巻十九⑬、⑱・⑲
- ・国造との関係
  - A.伊勢神宮 内宮荒木田神主氏 (天見通命「皇太神宮儀式帳」) ・外宮度会神主氏 (天牟良雲命『先代旧事本紀』)
  - 『先代旧事本紀』巻十国造本紀「伊勢国造。橿原朝、以天降天牟久怒命孫天日鷲命、 勅定賜国造。」・「伊勢国風土記」逸文(『万葉集註釈』)・・・夫伊勢国者、天御 中主尊之十二世孫、天日別命之所平治、・・・伊勢津彦、東へ〈伊勢津彦神、逃れて 信濃国へ〉天日別命、国津神の名を取りて伊勢と号くべし」・「皇太神宮儀式帳」・ ・・倭姫内親王遠、為御杖代斎奉〈支〉、次伊勢桑名野代宮坐〈只〉、其宮坐時〈爾〉、 伊勢国造遠祖、建夷方〈乎〉、汝国名何問賜、曰〈久〉、神風伊勢国〈止〉白〈支〉、」
     B.杵築大社 出雲国造
  - ・『先代旧事本紀』巻十国造本紀「出雲国造。瑞籬朝、以天穂日命十一世孫宇迦都久怒定賜 国造、」・『古事記』神代上「天菩比命之子、建比良鳥命、〈此出雲国造、・・・等 之 祖也〉」・○39 ・出雲国造の特別待遇と実態・・・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲

## 2. 伊勢神宮の禁忌と出雲国造の斎戒

A.伊勢神宮の禁忌○42(忌詞等)

・『延喜式』巻五斎宮5忌詞にみえる斎宮の忌詞○44・『貞観儀式』巻三大嘗祭儀○45・神祇 令11条○40・『貞観儀式』巻四○47・『延喜式』巻七践祚大嘗祭7条○46

## B.出雲神社と斎戒

- ・『延喜式』太政官 132 出雲国造条・・・○20
- ・出雲国造 1. 国司詮議言上→太政官で補任、2. 賜禄→大蔵式 77 初任出雲国造条、3. 神祇官で負幸物給う○21、4. 帰国→1年間斎○22、5. 国司・国造→入朝、神寿詞奏上○22・24・25・26、6. 京外便所→献物修め飾る→神祇官に申し、奏聞・供進○22、7. 朝堂院で献物数勘し、所司に頒充 ・48・59g・66
- ・出雲国造上京・・・⑩・⑪・○23 ・御富岐玉・・・○29・○31・○30 (参考○49)
- ・天皇の斎戒・・・○36・37・38・⑧ (参考⑦・⑨)

## 3. 伊勢と出雲の仏教信仰・寺院

A.伊勢国と仏教・神宮寺

- ・神仏習合・・・伊勢国多度神社1座○57・(参考)熱田神社1座○56
- ・神仏忌避・・・伊勢神宮寺の変遷○51・52・53・54・55 (参考)○56.5
- B.出雲国と仏教・寺院
  - ・○51.5・27 ・『出雲国風土記』の寺院(参考○30後半) 意宇郡[教昊寺○59h(山国郷五層塔、僧あり。教昊僧造、散位大初位下上腹首押猪の祖父)・新造院○59i(山代郷中、厳堂建立、僧なし、日置君目列造、出雲神戸日置君鹿麻呂の父)・新造院○59j(山代郷中、教堂建立、住僧一人、飯石郡少領出雲臣弟山造)・新造院○59k(山国郷中、三層塔建立、山国郷人日置部根緒造)]・楯縫郡[新造院○62(沼田郷中、厳堂建立、大領出雲臣大田造)]・出雲郡[新造院○63(河内郷中、厳堂建立、旧大領日置部臣布弥造〈今の大領佐底麿の祖父〉]・神門郡[新造院○64(朝山郷中、厳堂建立、神門臣等造)新造院○64(古志郷中、刑部臣等造、厳堂立てず)]・大原郡[新造院○67(斐伊郷中、厳堂建立、僧5人、大領勝部臣虫麿造)・新造院○67(屋裏郷中、□層塔建立、僧1人、前少領額田部臣押嶋造、今の少領伊去美の従父兄)・新造院○67(斐伊郷中、厳堂建立、尼2人。斐伊郷人樋印支知麿造)]

## おわりに

(参考文献、紙幅の関係で主なもの、伊勢神宮と斎宮に関しては西宮 2019 参照)

石塚尊俊「『同社坐』と『同社』」『古代出雲の研究一神と神を祀るものの消長』佼成出版社、1986

内田律雄「古代村落祭祀と仏教」『在地社会と仏教』奈良文化財研究所、2006

岡田重精『古代の斎忌 (イミ) ー日本人の基層信仰ー』国書刊行会、1982

小倉慈司「出雲国の神戸について」『古代律令国家と神祇行政』同成社、2021、初出1996

川勝勝久『古代祭祀の伝承と基盤』塙書房、2022

加藤義成「古代祭祀遺跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会、1975

勝部昭『出雲国風土記と古代遺跡』山川出版、2002

菊地照夫『古代王権の宗教的世界観と出雲』同成社、2016

佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離ー『貞観式』の仏法忌避規定をめぐってー」二十二社研究会編『平 安時代の神社と祭祀』国書刊行会、1986

篠原祐一「「杉沢Ⅲ遺跡」に見る律令初期『社』の存在について」『情報 祭祀考古』24号、2003

島根県教育委員会『青木跡Ⅱ (弥生~平安時代編) 第3分冊 (奈良・平安時代)』2006

島根県古代文化センター『解説 出雲国風土記』今井書店、2014

島根県古代文化センター編『出雲国風土記ー地図・写本編』八木書店、

妹尾周三「出雲へ伝わった仏教の特質」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、 2011

高嶋弘志「出雲国造の成立と展開」滝音能之編『古代王権と交流7 出雲世界と古代の山陰』名著出版、1995

滝音能之「韓国伊大氐神社と日羅関係」『出雲古代史論攷』岩田書院、2014

寺村光晴「玉作名郷・社の成立」『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館、1980

錦田剛志「覚書『出雲国風土記』にみる神祇祭祀の空間」『古代文化研究』12、2004

西宮一民「斎宮の忌詞について」『上代祭祀と言語』桜楓社、1980、初出 1974

西宮秀紀「伊勢神宮成立論」『古代王権と交流4伊勢湾と古代の東海』名著出版、1996

『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、2004

『日本古代の歴史3 奈良の都と天平文化』吉川弘文館、2013

「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳の伝来と写本研究覚書」『専修大学人文科学研究所月報』287、 2017

『伊勢神宮と斎宮』岩波新書、2019

「古代伊勢神宮のハラエと罪・「穢」の特質ー両宮儀式帳を素材に一」佐々田悠・船田淳一・関口寛・小田龍哉編『シリーズ宗教と差別 第2巻差別と宗教の日本史一救済の〈可能性〉を問う』法蔵館、2022

平石充「青木遺跡木簡の再検討」『木簡研究』37 号、2015

平野邦雄「出雲大神と出雲国造」『古代文化研究』3、1995

松尾充晶「出雲地域の古代の神社」浅川慈男・島根県古代文化センター編『出雲大社の建築考古学』 同成社、2010

三船隆之「国造の地方寺院の成立」『国造制の研究―史料編・論考編―』八木書店、2013 「郷名寺院の諸問題」『国造制・部民制の研究』八木書店、2017

三宅博士「『出雲国風土記』記載の「意宇社」の再検討一とくに意宇社と国府域をめぐって」『島根 考古学会誌』 1、1984

森公章「出雲地域とヤマト王権」稲田孝司ほか編『(新版)古代の日本4中国・四国』角川書店、1992 吉田一彦「奈良・平安時代の神仏融合」伊藤聡・吉田一彦編『日本宗教史3宗教の融合と分離・衝突』 吉川弘文館、2020

和田萃「斎宮の忌詞」『日本古代の儀礼と祭祀 中』塙書房、1995、初出 1991

「ホムチワケ王伝承の再検討」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、2011

# (1) 延喜式』(四時祭式上3祈年祭上・4祈年祭官幣条)

3 祈年の祭の神三千一百三十二座

大四百九十二座〈三百四座は家上の官幣、 一百八十八座は国司の祭るところ)

小二千六百四十座〈四百三十三座は案下の官幣、二千二百七座は国司の祭るところ

## (2) 神祇官の祭る神七百三十七座

れりと申し、諸司退出せよ。月次の祭の儀はこれに准えよ。 下の座に就け。群官は南門より入り、南庁の座に就き、北面し東を上とせよ。神 史、次を以て御巫および社の祝を唱び、祝称唯して進め。忌部幣帛を頒ち畢らば 命じて云わく、幣帛を班ち奉れと。史称唯し、忌部二人進みて案を夾みて立ち、 せよ。大臣以下諸司手を拍つこと両段、称唯せざれ。然る後に皆本座に還れ。伯 の座に就かば、大臣以下および諸司、ともに降りて庁の前の座に就け。中臣進み 部、"祝部らを引き、入りて西庁の南庭に立て。既にして神祇の官人降りて庁の前 参議以上は庁の東の座に就きて西面し、王・大夫は庁の西の座に就きて東面せよ〉。 御巫は庁の 東面し北を上とせよ。大臣以下は北門より入り、北庁の座に就け〈大臣は南面し、 ることこれに准えよ〉。神祇官人、御巫らを率いて中門より入り、西庁の座に就き、 下に災れ〈所司、預め案下に幣の薦を敷け〉。掃部寮、座を内外に設けよ〈諸祭に座を設く 〈大神宮の幣品は別の案の上に置き、使を差して進れ〉、 史、 座に 還りて、 幣を 頒つ こと 訖 て座に就きて祝詞を宣り、一段畢る毎に祝部称唯せよ。宣ること訖らば中臣退出 疋を加えよ。 部・菱布等の山口、ならびに吉野・宇陀・葛木・竹谿等の水分の十九社には各馬 び甘樫・飛鳥・石村・忍坂・長谷・吉野・巨勢・賀茂・当麻・大坂・胆駒・都米をはいかけるいといいます。 布一段〉。御歳の社に白馬・白猪・白鶏各一を加えよ。高御魂神、大宮女神、およのは、おはないのでは、おはないのである。 よ。仍りて恒の数に入れず。大神宮、度会宮には各馬一疋を加えよ〈龍頭の料に脂 后・皇太子の御巫の祭る神各八座はみな幣を案上に奠れ。ただし臨時に加減せ 右、神祇官の祭るところ、幣帛は一に前の件により、数を具えて官に申せ。三 略) 

# (3) 延喜式』(四時祭式上5祈年祭国幣条)

国司の祭る祈年の神二千三百九十五座

座、南海道十九座、西海道三十八座〉 大一百八十八座〈東海道三十三座、東山道三十七座、北陸道十三座、山陰道三十六座、山陽道十二

座別に糸三両、綿三両

三座、山陽道百二十四座、南海道百三十四座、西海道六十九座 小二千二百七座〈東海道六百七十九座、東山道三百四十座、北陸道三百三十八座、山陰道五百二十

座別に糸二両、綿二両

日ならびに幣を班つ儀はみな神祇官に准えよ)。その幣はみな正税を用いよ 右、国司の長官以下、例に准えて、 散斎三日、 致斎一日、ともに会して祭れ〈祭\*\*\*\*\*\*

## (4) 延喜式』巻第九 神祇九

神名上〈宮中・京中・五畿内・東海道〉

神 地 祇 惣て三千一百三十二座

前二百七十一座 社二千八百六十一処

大四百九十二座

三百四座〈みな祈年・月次・新甞などの祭の案上の官幣に預かる。との中、七十一座は相舎の\*\* 祭に預かる〉

一百八十八座〈みな祈年の国幣に預かる〉

小二千六百四十座

四百二十三座〈みな祈年の案下の官幣に預かる〉

二千二百七座〈みな祈年の国幣に預かる〉

# (5)『延喜式』(神名式上2伊勢国条)

12 伊勢国二百五十三座

大十八座〈この中、十四座は月次・新嘗などの祭に預かる〉

小二百三十五座

度会郡五十八座〈大十四座・小四十四座

荒祭宮〈大、月次・新啓〉 滝原宮〈大、月次・新嘗〉

伊佐奈岐宮二座〈伊佐奈弥命一座、みな大、月次・新賞

月読宮二座《荒御魂命一座、みな大、月次・新書》

度会宮四座〈相殿に坐す神三座、みな大、月次・新嘗

高宮〈大、月次・新答〉

朝熊神社

## (11)

続日本紀 神亀三年

一月辛亥条 に並にはないない

(7<sub>)</sub> (6)続日本紀。大宝元年十一月

## (8)

大宝二年三月己卯条 諸社に領つ。 に御しまして斎戒したまふ。惣ベて幣帛を畿内と七道とのに御しまして斎戒したまふ。惣ベて幣帛を畿内と七道との十二日乙己卯、大安殿を鎮めて大祓す。天皇、新宮の正殿

# (9) 『続日本紀』大宝二年四月庚戌条

十三旦庚戌、 詔し諸国の国造の氏を定めたまふ。其の名、 国造記に具なり。

続日本紀』霊亀二年 

(10) – ¬

二月丁巳条

百官斎す。 て神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、その詞を以て奏聞す。是の日、金は書いて、 果安より祝部に至るまで一百一十餘人に、位を進め禄賜ふまた。

こと各差有り。

嶋斎事畢へて、神祉の剣・鏡并せて白馬・鶴等を献る。広嶋并せて祝二人とまじょ 一階を進む。 広嶋に絶廿疋、 辛亥、出雲 国 造 従六位上出雲臣広 綿五十屯、布六十端、自餘の祝部

一百九十四人に禄賜ふとと各差有り。

延曆十七年十月十一日

s

八旦丙子、

始めて造大幣使を任く

/	神庙	氏祭前	包名	季節	内 容 班幣·添幣	神 16	性 格
	祈	年	祭	仲春	神祇官-班幣·祝部- 3132座		予祝の祭
	红	花	祭	季春	神祇官-班幣·祝部一大 神·狭井社		疫病鎮退の祭
	神	衣	祭	重夏・ 季秋	- market		天照大神の神 を奉献する祭
	大	忌	祭	孟夏· 孟秋	(朝廷) - 奉幣·幣帛使- 広瀬社		豊穣祈願・風 順調を祈る祭
	Ξ	枝	祭	孟夏	神祇官-班幣·祝部-率 川社		疫病鎮退の祭
四	風	神	祭	孟夏· 孟秋	(朝廷)奉幣·幣帛使 龍田社		悪風荒水の鎮
	月	次	祭	季夏·季冬	神祇官-班幣·祝部-304 座	神今食・ 中院	宮中の宅神祭
時	鎮	火	祭	季夏.	(神祇官) - 奉幣·卜部 等-宮城四方角	_	火を鎖める祭
42	道	婺	祭	季夏.	(神祇宮) - 奉幣・卜部 等-京四方大路最極		鬼魅を防ぐ祭
	神	F	祭	季秋	天皇-奉幣・幣帛使-伊 勢神宮		天皇が天照大 神に供薦する
	相	¥	祭	仲冬	神祇官-(請受)(付幣 帛)祝部·神主-41社		天皇が大和国 の特定神と新 を祝う祭
	鎮	魂	祭	仲冬	神祇官斎院-(御巫)- 御巫祭神8座·大直神1 座	鎮魂・宮 内省正庁	天皇の御魂強 をはかる祭
	大彩祭	*(新	告)	仲冬	神祇官一班幣·祝部-304 座	新容·神 嘉殿	新穀を至尊に する祭
	大		祓	6 · 12 月晦日	大減·朱雀門	御順儀・ 宮中	罪を祓い清め
<u>M</u>	惣 地	祭天	神	天皇即 位時	(神祇官) - 供幣·幣帛 使-3132座		天皇の即位を げる祭
時祭	鑑	時	祭		天皇・神祇官奉幣・幣 帛使宮・社		国家・自然の 別・特異現象 対する臨時の

大載は便宜的な分類であり、内容の( )は推定である。 令文の「大菅」は毎世の大菅と毎年の大芹(新芹)を含む。

## (14) (15) 続日本紀。文武天皇二年三月己巳条

凡そ同司の主典以上には、三等以上の親用をいること得じ。

**養老選叙令』七同司主典条** 

8右神社、

5 太神宮・造 率 使 造 奉 な神宮・造 率 で 造 率

而祝

13元

(後略)

## (17) 式部省式。112大領闕条 たまふ。

郡の司は、並に三等巳上の親を連任することを聴す」との <sub>九日</sub>己巳、詔したまはく、「筑前国宗形・出雲国意宇の二の

112 凡そ郡司は、 隅の馭謨・熊毛等の郡は、制する限りにあらず〈謂うことろは、伊勢国飯野・度会・多気、 れば、同姓と雖も同門を除くの外、任ずることを聴せ。神郡、陸奥の縁辺の郡、大 一郡に同姓を併せ用うることを得ず。もし他姓の中に用うべき人なけ

馳駅し

(18) 安房国安房、下総国香取、常陸国鹿島、出雲国意宇、紀伊国名草、筑前国宗形等の郡を神郡となす〉。 類聚三代格』巻七

太政官符

應,任,出雲國意字郡大領,事

國造帶,郡領、寄,言神事、勁磨,公務。雖,則有,闕怠,而不,加,刑罸,乃有,私門日益,不,利,公家,民之父母還爲 右被,大納言從三位神王宣,何。奉 巨蠹。自今以後。耳,改,舊例,國造郡領分,織任。之 ,物,昔者國造郡 领 職員有,別。各守,其任,不,敢淩越,慶雲三年以來令,

延歷十七年三月廿九日

(太政官符)。類聚三代格。卷一

禁,出雲國造託,神事,多娶。百姓女子,為。妾夏

神事,不,得,已者。宜,令,國司注,名密封卜,定一女,不,得,多點,如淩,此制,随,事科處。筑前國宗像神主准,此, 女。便娶為、妾、莫、知。限極。此是妄託,神事、遂属、淫風、神道益,世豈其然乎。自、今以後不、得,更然。若娶、妾供 右被。右大臣宣,偁。奉 、粉。今聞。兼前國造兼,帶神主。新任之日卽薬。嫡妻。仍多娶。百姓女子,号爲,神宮宋

## (12) 皇太神宮儀式帳』

管度會郡神社行事。

未官帳

入言

、田社事。

鴨2

下着

神社・。大水上 兒、

石己呂和居•、

6鴨北古、

鴨比賣命。

形。 7无。

(13) 延暦 類聚国史』巻十九神宮司 廿年関正月庚辰。廢,出雲國神宮司。

(16) 令集解』選叙令同司主典条 「不得三等以上親」所引

# 

32凡そ出雲の国。造、国司、例によりて銓擬し言上せば、すなわち太政官に於いて補 よび儀式に見ゆ〉。 初め京外の便所に到り停まりて献物を修め錺り、神祇官に申して、預め吉日を択び を給え。国に還りて一年斎し、畢らば国司、国造を率いて入朝し、神寿詞を奏せ。 〜 で見らてと数あり~畢らば弁の大夫および史各一人神祇官に就きて負幸物くし、禄を賜うこと数あり~畢らば弁の大夫および史各一人神祇官に就きて負幸物 任すること、諸国の郡司を任ずる儀の如くせよ。宣命および叙位もみな常の儀の如 二人朝堂院に入りて、献物の数を勘え、例によりて所司に頒ち充てよく事は神祇式お て、官に申して奏聞し、例によりて供進せよ〈後の斎もまたこれに准えよ〉〉その日、史

## (21) 35出雲の国造に賜う負幸物。臨時祭式』35負棒条。

右、国造に任じ訖らば、弁一人、史一人、神祇官の庁に就け 一装の横刀一口、糸二十約、絹十疋、調布二十端、鍬二十口 大刀の案の下に就きて跪け。 時に弁宣い

称唯して、再拝両段、手を拍つこと両段。訖らば大刀の案の下に進みて跪け。神 て云わく、出雲の国造と今定め給える姓名に、負幸の物を賜わくと宣ると。国造 大刀を取りて授けよ。手を拍ちて賜われ〈拍手両段〉

## (22) 臨時祭式』36神寿詞条

36 国造神寿詞を奏す

白眼の鴾毛の馬一疋、白き鵠二翼〈軒に乗す〉、御贄五十舁〈舁別に十籠を盛る〉。\*\*\*。 ^\*\* 六寸五分〉、鏡一面〈径七寸七分〉、倭文二端〈長さ各一丈四尺、広さ二尺二寸、みな案に置け〉、 玉六十八枚〈赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚〉、金 銀 装の横刀一口〈長さ二尺\* らを率いて入朝し、すなわち京外の便処に於いて、献物を修め餝れ。神祇官の 後斎一年にして更に入朝し、神寿詞を奏すこと初めの儀の如くせよ〈事は儀式に見 長、自ら監視して、預め吉日を卜え、官に申して奏聞し、所司に宜り示せ。また---もし校班田に当らばまた停めよ〉。 訖らばすなわち国司、国造・諸の祝部ならびに子弟 右、国造、負幸物を賜わり、国に還りて潔斎すること一年〈斎の内に重刑を決せず。

# (23) 続日本後紀』天長十年四月壬午条

壬午,出雲國司亭。 國造出雲豊持等,奏。神壽,幷献。白馬一疋,生雉一翼,高机四前,倉代物 五十荷。 天皇御。大極殿,受。其神壽。 授。國造豊持外從五位下

## (24) 臨時祭式』37国造給条

五枚を給え。神賀を奏すには斎むこと一日。さきだちて官に申せ。国造已下祝・神ない 神寿詞を奏す日の平旦に、神祇官、国造の奏事を試みよ。座料に調の薦

> 部には有位無位を論ぜず、各調布一端。 部・郡司・子弟五色の人らに禄を給え。ただし、その人数は臨時に申すところにし て、 定額あるととなし。禄法は、国造に絹二十疋、調布六十端、綿五十屯。 郡司に各二端、子弟に各一端

# (25) 祝詞式』29出雲国造神賀詞条

29出雲の国造の神賀詞

みともりて、とず宮に忌み静め仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、いわいの返り事のみともりて、\* 八十日日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国造姓名、恐み恐みも申しキャャ゙ポロ 神賀の吉詞、奏し賜わくと奏す。 に、下つ石根に宮柱太知り立て、高天の原に千木高知り坐す伊射那伎の日真名子、 

申して、己れ命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛瓺玉命と名を称え 神たちを撥い平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現事・顕事、事避神たちを撥い平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現事・顕事、第685年 \*\*\* 荒ぶる国あり。然れども鎮め平けて、皇御孫の命に安国と平らけく知ろし坐さしめ 月蠅なす水沸き、夜は火瓮なす光く神あり。石根・木の立ち・青水沫も事問いて、ばば、なお、\*\*\* り国翔りて、天の下を見廻りて、返り事申し給わく、豊葦原の水穂の国は、昼は五米 白・臣の礼白と、御禱の神宝献らくと奏す。 供斎へもし後の斎いの時には、後の字を加えよ〉仕え奉りて、いかい 備に坐せて、皇孫の命の近き守り神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静まり坐しき。 神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈 て、大御和の神奈備に坐せ、己れ命の御子阿遅須伎高孫根の命の御魂を葛木の鴨の らしめき。すなわち大穴持命の申し給わく、皇御孫の命の静まり坐さむ大倭の国と むと申して、己れ命の児天夷鳥命に布都怒志命を副えて天降し遣わして、荒ぶる 朝日の豊栄登りに、神の礼

いいいい 明かっ

知ろしめさむ事の志のためと、御禱の神宝を撃げ持ちて、神の礼白・臣の礼白と、 馬の前足の爪・後足の爪踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上つ石根に踏 恐み恐みも、天つ次の神賀の吉詞白し賜わくと奏す。 り・此方の石川の度りに生い立てる若水沼間の、弥若えに御若え坐し、すすぎ振るり・此方が み堅め、下つ石根に踏み凝し、振り立つる耳の弥高に、天の下を知ろし食さむ事の なわす事のごとく、明つ御神の大八島国を、天地日月とともに、安らけく平らけく おどみの水の、、弥おちに御おち坐し、まそひの大御鏡の面を、おしはるかして見そ

## (26) 式部省式』下5神寿詞条

5出雲の国造神寿詞を奏す

竜尾道より南に版位を置け〈事は儀式に見ゆ〉。 ば会昌門外に列立せよ。後の斎もまた同じくせよ〉。その日、諸司廃務せよ。もし位を叙すべばない。 あり。斎 畢らば、諸の祝部を率い、更にまた入京して神寿詞を奏せ〈警蹕の声を聞か くは、預め省をして位記を書かしめよ。前つこと一日、録、史生・省掌を率いて、

## (27) 主税寮式』上65出雲四王寺条

65凡ぞ出雲国四王寺の春秋の修法、 長夜短夜を通計せよ。行なうところの四王の供飯・粥、四僧の供飯・海藻・滑海藻・塩・酢、童子四人 勺、紫苔・大凝菜・醬・未醬・酢各一合、海藻・滑海藻各三両、大豆・小豆各五合〉、童子四人へ 菓子四升、燈油二合〉、僧四口〈一口一日の供飯料の稲四把、粥鱧料の稲八分、塩一合二勺、芥子五 〈一前一日の供飯料の稲四把、粥料の稲八分、餅・餡の料各稲三把、餡を煎る料の油一合八勺、雑の 請じ用いなば、二季を除くの外、供養は本寺充てよ。 の飯・塩・海藻等は、修法の日供に准えて行なえ)正税を以て充て行なえ。もし国分寺僧を 人一日の飯料の稲二把、塩二勺、海藻三分〉。年料は〈春秋の修法の日を除き、常燈は日別に二合、 季毎の七箇日の供養ならびに燈分料、四王四前

## (28) 神名式』下24出雲国条

24 出雲国一百八十七座〈大二座·小百八十五座

意字郡四十八座〈大一座・小四十七座〉

熊野に坐す神社〈名神大〉 前神社

能利刀神社

出雲郡五十八座〈大一座・小五十七座〉 同社に坐す伊能知比売神社

杵築大社〈名神大〉

同社大神大后神社

同社神大穴持御子神社 同社神 魂 御子神社

同社大穴持御子玉江神社

(29) 臨時祭式』74富岐玉条

同社大穴持伊那西波伎神社\*

同社神魂伊能知奴志神社

74 凡を出雲国、進るととろの御富岐玉六十連〈三時の大殿祭の料に三十六連、臨時に二十四連 は、毎年、十月以前に意宇郡の神戸の玉作氏をして造り備えしめ、使を差して進

(30)大日本古文書一』

出雲國計會帳至於

(28.5) 臨時祭式』28名神祭条

28 名 神の祭二百八十五座

熊野神社一座

杵築神社一座 (已上は出雲国

天平五年

一同月十九日進上水精玉壹伯伍拾顆爭(略)

同日進上水精玉壹伯顋事

右捌條、附大帳使史生大的位上依網連意義麻吕進上、

十月

一十一日進上公文壹拾玖卷貳紙解於原獨考以一卷 國文一卷 國文版一卷 四季帐四卷 提都司帐一卷 液任都司状二紙 建板瓷卷

(31) 古語拾遺』

を造る。其の裔、今出雲国に在り。櫛明玉命が孫は、御祈玉(古語に、美保伎玉といふ。言ふこころは祈祷なり。

(32) 神 代記 此葦原 中 國者、 随」命 既献也。唯僕住所者、

如三天 神 御子之天津日継所、知 之登陁流 下效,此。天之御巢,

僕子等百八十神者、 者、違神者非也。 即 如此之白而、 八重事代主神、 於二出雲 國之多藝志之小濱、 為二神之御尾前」 而仕 奉

理多迦斯理四而、

造||天之御舎| 而 海? \*借出火」 云、 鎌二海布之柄こ 獻 昨日底之波迹で 下 御饗 字以2音。 作 之時、 燧· (後略) 而, 以此一章字 **梅料** 水戸 以三海蓴之柄コール 而, 作 神之孫 二天 八十毗良迦っためで、ビラカファクリ 柳八玉 神化」鵜、 柳八玉神、 作一爆杵一 為三膳。 以此言字 入

(33) 垂仁紀

音のした 於、是、天皇患賜 如二天皇之御舎」 如、此覺時、時、 出雲大神之御心。 而, 御髪 布斗摩迩さ占相而、求二何 神之心(太 占) 故。 之時 者、 其御子 御子必 真事登波牟 覺」于二御夢」 日、 令」拜,其大神 宫 三字段 以 修!!!理

王\*\* 「因」拜二此大神」 食」ト。 ン造 シカハサムとセン 之時 科二曜立王一 令」副二誰人」 者吉。 誠 有、験・者、 今二字氣比白一 こし ニーク け とマッサシのタマモシク字無比三 住,足鷺巣 池之樹」 鷺 小、 曙立

乎、字氣比落。」、 比活。」、介へい 者、更活。又在二甜白樹之前一 如, い此語っ 之時、其鷺堕」地 死。 葉廣熊白梅、令、字氣 又韶之、「宇氣

登美 豊朝倉 曙立 王のとよアサクラのアけクラのオホキュとイエキ 比枯、亦令二字氣比生の 小、名賜二其昭立王· 以登美一字 即、曙立王 調」後者師木 

大坂戸」亦遇二跛・盲? 唯 一 王、副:|其御子; 遣 時、自:||那良戸| 毎二到 坐地 定に品遅部していますがありてよれ 木戸 是掖月之吉戸 ト 而、出行 週二跛・盲っ ナ 自

作川黒巣橋 岐比佐都 到」於二出雲、 之時、 仕 其御子 詔言、「是於」河下一如」青葉 餝二青葉 山」 一 |奉假宮| 拜二記大神一 選上 而, 立二其河下 介シカンフ 出雲 之時、 米山 コーナ 國造 之祖、 将 肥河之中、 」、獻二大御食 見

> 部・鳥甘部・品遅部・大湯坐・若湯坐。 船、 逃上 行也。於」是、覆奏言、 フカヘシテ テラシテ 者軸也。即、見畏 遁逃。 介、 伊都玖之祝 介、 其御子、一宿婚!..肥長比賣? 逐山 見喜一而、 自、船 追来。故、益 見畏 以自,山 多和、以,音。 令」造二神 宮? 非山 大庭乎。」 御子者、坐一檳榔之長穂宮」 若坐二出雲之石硐之曽宮、 葦原色許男 大神 以 一問賜也。 於」是、 介 所」造二御件」 王等、 天皇 「因」拜二大神一 其肥長比賣患、 故、竊二何其美人」 一而、貢二上驛使り 因 其御子い 返一落上 王 引\_越 光海原 定川鳥取 聞なる 御

(34)新抄格勒符第十卷抄 神事諸家封戶 大同元年課

合四千八百七十六日

伊勢大神 一千百十一月 志原六十五戶 尼張州戶 参河廿戶 遠江州戶一千百十一 大和百一戶 伊賀廿戸 伊勢九百州四戶 大和神 三百廿七月

举.充.三百戸 出態五十戸 勝實元一十一月十四月

熊野神 廿五月 出雲國加,十月

杵築神 鴨神 六十一戶出雲天平神護元年奉、充 八十四戸 出出于八万 66)

追加

忌部神廿戶紀伊十戶 出生十月

(35) 養老神祇令』20神戸条

皆国司校校して、所司に申 供せむ調度に充てよ。其れ 並に神宮造り、及び神に 税は一つ義倉に准へよ。 凡そ神戸の調府及び田租は

の社

比太の社

漆仁の社

須我非乃社

湯野

し送れ。

三沢の社 以上の二所は、並に神祇官に在り 伊我多気の社

並に神祇官に在らず。 石壺の社 大原の社 以上の八所は、 仰文斯里の社

## (36) 崇神紀』七年二月辛卯条

八十万 神を会へて卜問ひたまふ。是の時に、神明、倭迹迹 祭らしめたまはば、立に平ぎなむ。亦海外の国有りて、自 ち沐浴 斎戒し、殿内を潔浄めて祈みて曰はく、「朕、神を礼 得て教の随に祭祀る。然れども猶し事に験無し。天皇、 平ぎなむ」とのたまふ。天皇問ひて曰はく、「如此教ふは誰。 を憂へたまふや。若し能く我を敬ひ祭りたまはば、必当ず自 日百襲姫命に恐りて日はく、「天皇、何ぞ国の治らざること づからに帰伏ひなむ」とのたまふ。 ざるは、是吾が意なり。若し吾が児大田田根子を以ちて吾を 物主神と称りて曰はく、「天皇、彼な愁へましそ。国の治ら 糞はくは亦夢裏に教へて、神 恩 を畢へたまへ」とのたま ふこと尚し未だ尽さざるか。何ぞ享けたまはぬことの話しき。 の神ぞ」とのたまふ。答へて日はく、「我は是倭国の域の内 ふ。是の夜に、夢に一貫人有り。殿戸に対ひ立ち、自ら大ふ。是のなに、夢に一貫人有り。殿戸に対ひ立ち、自ら大 に居る神、名を大物主神と為ふ」とのたまふ。時に、神語をになる。 (略) 是に天皇、乃ち神波茅原に幸して、七年の春二月の丁丑の朔にして発明こ、七年の春二月の丁丑の朔にして発明こ、

# (37) 允恭紀』四年九月戊申条

戊申に、詔 して曰はく、「群卿・百寮と諸 国验验

万歳を歴たり。是を以ちて、一氏蕃息して、更に万姓と為 天降れりといへり。然れども三才顕れ分れてより以来、多に 等、皆各 り、其の実を知り難し。故、諸の氏姓の人等、 探る。皮いは斧を火色に焼き、掌に置く。是に諸人、各 よのちのな には区詞陀智と云ふ。或いは聖を签に納れて意沸らし、手を捜げて湯の死を ば全く、偽れる者必ず害はれなむ」とのたまふ。盟神探視、此 探湯瓮を坐ゑて、諸人を引きて赴かしめて曰はく、「実を得 言さく、或いは帝皇の裔、或いは異しくして 沐浴斎戒して

から定りて、更に詐る人無し。というで、要に許る人無し。となりて、要を得ざる者は皆傷はる。是を以ちて、故に許れる者は、愕然ぢて子が退ぎ、進むこと無し。是より後、氏姓自づからになって、後に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからにを著けて、後に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからに

# (3.8) 雄略紀』七年七月丙子条

七年の秋七月の甲戌の郷にして丙子に、天皇、少子の後と、 「大物主神とりといふ。汝、権力人に過ぎたり。自ら行きて捉へ来」 をす。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。 をす。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。 をす。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。 をす。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。 をす。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。 とのたまふ。蜾蠃答へて曰さく、「武に往りて捉へむ」とま とのたまふ。蜾蠃答へて曰さく、「武に往りて捉へむ」とま とのたまふ。蜾蠃答へて曰さく、「武に往りて捉へむ」とま とのたまふ。のりち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、王皇に示せ奉る。 しめたまふ。仍りて改めて名を賜ひて雷とす。

(3)"神代紀』九段一書第二

を造して、葦原中国を平

定めしめたまふ。

東に発生して動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否更に条々にして動せむ。大れ汝が治らす顕露之事、是否

> の忌部が遠祖于置帆負神を以ちて、定めて作笠者とし、彦べし」とのりたまひ、乃ち遠り降らしめたまふ。即ち紀国べし」とのりたまひ、乃ち遠り降らしめたまふ。即ち紀国 しむるは、始めて此に起れり。 て、弱月に太子機を被けて、御手に代りて、此の神を祭ら を作木稲者とし、櫛明玉神を作玉者とす。乃ち太玉命をした。 狭知神を作所者とし、天目一箇神を作金者とし、天日鷲神ところなど、「私」のは、「私」ののからのなど、「私」のないよのなど、「「」」というない。 有りと問はむ。故、今し吾が女三穂津姫を以ちて、汝に配 はく、「汝、若し国神を以ちて妻とせば、吾猶し汝を疏心 誠款の至を陳す。時に高皇産霊尊、大物主神に動したま 乃ち八十万神を天高市に合めて、帥ゐて天に昇り、其の 是の時に、帰順ふ首漢者は、大物主神と事代主神となり。 逆命者有れば加斬戮し、帰順者は仍ち加褒美めたまふ。 故礼 らしたまふべし。吾は退りて幽事を治らさむ」とまをす。 敢へて命に従はざらむや。吾が治らす顕露事は、皇孫治 せみとせむ。八十万神を領ゐて、永に皇孫の為に護り奉る 是に大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此慇懃なり 経津主神、岐神を以ちて郷導として、周流りて削平ぐ、いるとのない。

(39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (39.5) | (3

凡天神地祇者。神祇官。皆依,常典,祭之。

《整天,別也,自。大汝神,以上。古記亦天,別也,等類是也,知神等類是也。 常典者此令所,敢祭祀事條是也,如此者,大神,大倭,葛木鸭,出雲大響,是也,地祇者,大神,大倭,葛木鸭,出雲人

## (40) 養老神祇令』11散祭条

## (4" 養老神祇令』10即位条

其れ大幣は、三月の内に、修理し訖へしめよ。凡そ天皇即位したまはむときは、惣ベて天神地祇祭れ。散斎一月、致祭三日

良々支止 垂光 云红 "굿( 死 乎奈保利物止云、墓子土村止云、病 呼 一云、法師手髪長止 血乎阿世止云、实乎多氣止云、 "天红 優婆塞手角波須止 佛子中子止 対は上六つ 写云色 云红 寺デカス 如"是一切" 經手志目加彌上 華云: 物 際食手片食止 名、忌的道定 云 塔罗阿

給 変 (後略)

## (43) 斎宮式。5 忌詞条

5 凡名忌詞、内の七言は、仏を中子と称い、経を染紙と称い、塔を阿世と称い、優を撫と称い、宍を蘭と称い、嘉を復美と称い、哭を塩垂と称い、血を阿世と称い、打は、死を奈保留と称い、病を夜須美と称い、哭を塩垂と称い、血を阿世と称い、打は、死を奈保留と称い、病を夜須美と称い、哭を塩垂と称い、適を片膳と称い、外の七言は、仏を中子と称い、経を染紙と称い、塔を阿良良伎と称い、野家塞を角筈と称ら、

## (44) 養老神祇令』12月斎条

小祀と為よ。 小祀と為よ。三日の斎をば中祀と為よ。一日の斎をば

## (45) (貞観)儀式』

其の齎月は 佛齋·清食に預り 喪を用ひ 病を問ひ 宍を

食ふこと得ざれ

亦刑殺を判らざれ

音樂を作さざれ

其の忌語は 死を奈保流と稱ひ

病を夜須彌と稱ひ

哭を鹽運と稱ひ

# 46) 践祚大嘗祭式』7斎事条

い、宍を菌と称い、墓を壌と称え。 預め諸司に告げ、および符を畿内に下し、仏斎・清食に預かることを得ず。その言\* 語は、死を直と称い、病を息と称い、哭を塩垂と称い、打を撫と称い、血を汗と称語は、死を直と称い、病を息と称い、哭を塩産と称い、君を無と称い、血を汗と称

## (47)。貞観儀式。巻四

では、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、 使・府・寮・五畿内の諸國司 くらい だんか Compon 春宮・勘解由・左右の近衛・左右宮内・彈正・左右の京・春宮・勘解由・左右の近衛・左右の近衛・左右の近衛・左右の近衛・左右の近衛・大きのでは、近年の東京の東京・東京・東京・ · 坊;

## 大嘗會の齎を爲すべき事

喪を弔ひ 忌むべき事六條 散齋一月 疾を問ひ 十一月 刑殺を判り 致齋三日 同じき月の丑・寅・卯 罪人を決罰し 音樂を

言語の事 作す事 血を赤汗と稱ひ 神に供る樂を調へ習ふは 死を奈保留と稱ひ 病を夜須美と稱ひ 完人の姓を菌人と稱ふ 此の限に在らず 哭を郵題と稱ひ

満ちて后 佛法を行ふ事 穢惡に預る事 喪と産とに預り は卅日 宍を食ふこと月を限れ 産幷せて畜の死は七日 織清まはりて 被詞に云ふところの天罪・國罪の類なり 皆神の穢れ 対せて雑畜の死と産とに觸るる事 喪の忌 乃ち恐れ 但し祭の事に預ることを得ざれ 産は三日 限

學哀幷せて改葬の事

右貧 神祇官の解を得るに偁ふがみつなが 大警會に供奉らむが爲 來たる

玉女、坐、 者毗盧舍那佛也。衆生者悟、之當,飯,依佛法,止。 即放二金色光,天、京、本朝和神國也。可下奉、欽二仰神明、給土也。而日輸者大日如來也。本地即放二金色光,天、京、、本朝和神國也。可下奉、欽二仰神明、給土也。而日輸者大日如來也。本地 然勅使皈參之後、以,同十一月十一日夜中、令,示現,給布。 御夢覺之後、御道心臟發 給天、件御願寺事除、始企

て之を行へ 例に依りて申し送れ 十一月一日より卅日迄 者れば 百官・五畿内の諸國 諸司・國承知りて 件に依り 應に忌むべし

給。 利<sup>21</sup>倍

# (48)。権記。長徳元年十月六日条

者、早可造使召尊者、即亦以此旨申右衙門督、今夜 由可申右府者、即申事由於右大臣、被仰云、東柱邊 之由被仰也、別當命申云、件人等於何處可尋乎、此 犯人九人、付掾、丸等進上者、仍可令檢非遠便勘糺 築兩神致齊廢務之間,不能 紀定犯人等之事,仍捕住 召右衛門督於弓場殿下給之、彼國言上云々、熊野杵 出雲等國解文、其下見目錄、但出雲國解文依有仰、 六日 依召参右大臣御宿所,可奏文給之,若狹越前 宿侍、

## (49)-崇神紀』六十年七月己酉条

の天より将来れる神宝、出雲大神の宮に蔵めたり。是見まく 出雲臣が遠祖出雲版根、神宝を主れり。是、筑紫国に生りているない。「鬼」でしまいます。 欲し」とのたまふ。則ち矢田部造が遠祖武諸隅を造して、 美韓日狭と子鸕添淳とに付けて貢上る。 『悪に云はく、一名は大は隅なりといふ。献らしむ。是の時に当り、 遇はず。其の弟飯人根則ち皇命を被り、神宝を以ちて、弟甘 献上、造池勧農 「五」出雲神宝の と任那朝貢 群臣に記して日はく、「武日照命」 に云はく、武夷鳥といふ。又云はく、天夷鳥といふ 六十年の秋七月の丙申の朔にして己酉に、

> 其の状を奏ししかば、吉備津彦と武渟河別とを遣して、出雲 是に甘美朝日狭・鸕謡渟、朝廷に参向でて、曲

に言さく、 振根を誅さしめたまふ。故、出雲臣等、是の事を畏みて、大 皇太子活目尊に啓して曰さく、「己が子に小児有りて、自然パッショうとこうのなど」「Solitation」」。 神を祭らずして問有り。時に丹波の氷上の人、名は氷香戸辺、

めたまふ。 まをす。是に皇太子、天皇に奏したまへば、勅して祭らしまをす。というからない、するないはない。 とまをす。是、小児の管に似らず。若し託言に有らむか」と 美御神、底宝御宝主。葵、此には毛と云ふ 甘美御神、底室御室主。山河の水泳る御魂、 「玉葵鎮石。出雲人の祭る、真種の甘美鏡。押し羽振る、岩は とだったいます まっぱん きょうがん はっぱん 、静挂かる甘

# (50) 斉明紀。五年是歳条(国史大系本)

修りをは、一般のイッカシノ 神之宫。

又、狗、死人の手臂を言屋社に噛ひ置けり。一屋、此には伊澤那 と云ふ。天子の崩りまさむ兆なり。 はしむ。狐、於友郡の役丁の執れる葛の末を嚙ひ断ちて去ぬ 是の歳に、出雲国造に命せて、名を願せり。神の宮を修厳

## (51.5)『金銅観音菩薩立像銘記』(出雲市鰐淵寺蔵)

壬辰年五月、出雲国若倭部臣徳太理、父母の為に菩薩を作り奉る。

# 『太神宮諸雑事記』天平神護二年七月丙子条

(52)

丙子、使を造して、丈六の仏像を伊勢大神の寺に造 らしむ。

# (53) "太神宮諸雑事記』神護景雲元年十月三日条

同年十月三日、逢鹿瀬寺、 永可、爲,太神宮寺,之由、被、下,宣旨,旣畢

## (54) 続日本紀』宝亀三年八月甲寅条

命・伊佐奈弥命を官社に入る。また、度会郡の神宮寺を飯高郡度瀬の山房をといる。なるのは、ほんとい に毎年の九月に、荒祭神に准へて馬を奉る。また、荒御玉命・伊佐奈伎 て、樹を抜き屋を発つ。これを卜ふるに、伊勢月読神、祟すといへり。是 八月甲寅、難破内親王の第に幸したまふ。是の日、常に異なる風雨ありいます。

# (55) 続日本紀。宝亀十一年二月朔条

二月丙申の朔、 神祇官言さく、「伊勢大神宮寺、先に崇有るが為に、他しき処に遷し建てにきないます。」というないという。 便ある地に移し造らむことを」とまうす。 たり。而るに今、神郡に近くして、その崇未だ止まず。飯野郡を除く外の、

# (56) 臨時祭式』87熱田社読経条

一千巻を転読せしめよ。その布施・供養は、神封の物を以て充てよ。

## 『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』 桑名郡多度寺鎮三網謹牒上

去天平宝字七年歳自癸卯、十二月庚 成(8) 神宮寺伽藍縁起幷資財帳

湯屋,、迄,,于今日,、遠近修行者等、作,,備供養行 摩幷四国道俗・知識等 | 、造;|立法堂幷僧房・太衆 造「立小堂及神御像」、号称1,多度大菩薩」、次当郡 数偏猶弥託馬、於、茲満願禅師、神坐山南辺伐掃、 多度神也、吾経||久劫|、作||重罪業|、受||神道報|、今 師居住、敬造|阿弥陀丈六|、于」時在」人、記神云、我 朔、廿日丙辰、神社以東有1,井於道場1、 都賢璟大徳、 亀十一年十一月三日、朝廷使令;|四人得度|、次大僧 主帳外從七位下水取月足、銅鍾鋳造、幷鐘臺儲 冀永為」離一神身一、欲」帰一依三宝一、如」是記記、雖」忍、 奉」施、次美濃国近士県主新麿、三重塔奉」起、次宝 |月、始私度沙弥法教、引示導伊勢・美濃・尾張・志 三重塔起造既畢、 次天応元年十 満願禅

## 鎮修行王往位僧 「賢中」

經曆「廿」年十一月三日 順主沙弥 「法教」

知事修行入位僧 病

b

理と云ふ。神亀三年、字を母理と改む。

# 安来の郷。

h

十三日、語臣猪麻呂の女子、件の埼に逍遥びて邂逅に和尓 

事並寺内資財」、顕注如」件

## (58ූ) 出雲国風土記

話

出雲の国風土記

「八雲立」と詔りたまひき。故れ、八雲立つ出雲と云ふ。 出雲と号くる所以は、八東水臣津野の命、詔りたまひしく出雲と号くる所以は、八東水臣津野の命、詔りたまひしく 合せて、神社は、三百九十九所なり。 一百八十四所。神祇官に在り。

d

六、神戸は七里は一十一。なり。

一百一十五所。神祇官に在らず

[三] 意宇の郡 合せて、郷は一十一、里は卅三。余戸は 駅家は三、神戸は三 単は六。なり。

(59)

りたまひしく、 意宇と号くる所以は、国引き坐しし八束水臣津野の命、から、 ちょう きょく しゅうしょ かっかきょう (略) 詔の

f

а

周り八歩許り、その上に苡ありて茂れり。 御杖衝き立てて、「意恵」と認りたまひき。故れ、意字と云い。 ふ。謂はゆる意子の杜は、郡家の東北の辺、田の中なる觀、是なり。 母理の郷。郡家の東南州九里一百九十歩なり。天の下 「今は国は引き記へつ」と認りたまひて、意字の杜に、

坐す時に、長江山に来坐して詔りたまひしく、「我が造り坐生」という。 これ かんし 大神大穴持の命、越の八口を平け賜ひて、還りざりましし大神大穴持の命、越の八口を平け賜ひて、還り ひて、珍玉置き賜ひて守らむ」と認りたまひき。故れ、文 八雲立つ出雲の国は、我が静まり坐す国と、青垣山廻らし賜 して命く国は、皇御孫の命平世と知らせと依せ奉らむ。但、

С

略) すなはち、北の海に毘売埼あり。

和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。 并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及商若等、大神の君・このは、 はち遠み訴へて云ひしく、「天神 千五百万、地祇千五百万、 女子を浜の上に斂め置き、大く苦憤を発し、(略) すなかり はま はもり stic a に遇ひ、賊はえて皈らざりき。その時、父猪麻呂、賊はえしゅ きょう きょく

人と云ふ。すなはち正倉あり。 人供へ奉りき。すなはち是れ志毗の居める所なり。故れ、舎 舎人の郷。郡家の正東廿六里なり。志貴嶋の宮に御宇 めしし天皇の御世、倉舎人の君等が祖、日置の臣志毗、大舎

е

と改む。すなはち正倉あり。 す。この神の神戸なり。故れ、鴨と云ふ。神亀三年、字を賀茂 天の下造らしし大穴持の命との二所の大神等に依さし奉る。 大神の命の御子、阿遅須枳高日子の命、葛城の賀茂の社に坐ればなった。 ない かい かいかい かんかい なんじょうかい 故れ、神戸と云ふ。他し郡等の神戸も、且かくのどとし。 子に坐す熊野加武呂の命と、五百津銀々鴉ほ取り取らして、 賀茂の神戸。郡家の東南州四里なり。天の下造らしし 出雲の神戸。郡家の南西二里廿歩なり。伊弉奈枳の麻奈はで、はずのなけっななど、これなり。 ひょうない かなない かんしょ かんしょ かんしゅん かんしゅん

g 陸を兼ねたり。仍りて、男も女も老いたるも少きも、或は道 忌部と云ふ。すなはち川の辺に出湯あり。出湯の在る所、海ばと 神吉訶奏しに、朝廷に参向ふ時に、御沐の忌里なり。故れ、 得ずといふことなし。故れ、俗人、神の湯と曰ふ。 ればすなはち万の病悉に除ゆ。古より今に至るまで、験をればすなはち万の病悉に除ゆ。なり、いました。 ひて燕楽す。一たび濯げばすなはち形容端正しく、再び沐すったが、\*\*\* 路に駱駅り、或は海中を洲に沿ひ、日に集ひ市を成し、繽紛。 忌部の神戸。郡家の正西廿一里二百六十歩なり。国の造、

歩なり。五層の塔を建立つ。僧在り。教昊僧が造れるなり。 散位大初位下上腹 首押猪の祖父なり。 教昊寺。山国の郷の中にあり。郡家の正東廿五里一百廿けらからに、やまくに、まと、なか、こはりのみまけ、まったがし、まして

四里二百歩なり。厳堂を建立つ。僧なし。日置の君目烈が造います。 れるなり。出雲の神戸の日置の君鹿麻呂の父なり。 新たに造れる院一所。山代の郷の中にあり。郡家の西北

の臣弟山が造れるなり。 新たに造れる院一所。山国の郷の中にあり。郡家の 東東

置部の根緒が造れるなり。 南廿一里百廿歩なり。三層の塔を建立つ。山国の郷人、日本な 熊野の大社 夜麻佐の社 売豆貴の社 賀豆比の社の社の

同じき社 石坂の社 佐久佐の社 多加比の社 山代の社 以上の卅八所は、並びに神祇官に在り。 調屋の社

m

加和羅の社 十九所は、並びに神祇官に在らず。 笠柄の社・志多備の社が 食師の社会 以\*(略)

(62)

n

擬主政 无位 外小初位上勲十二等 従七位上勲十□等 林だの思想 出雲の臣 出雲の臣 海雲の

[三] 嶋根の郡 合せて、郷は八、星は廿四。余戸は一、 嶋根の郡の は一なり。 駅。

(60)

贄の緒の処を定め給ひき。故れ、朝酌と云ふ。と、くみ、というまだ。 たま りたまひて、負せ給へる名なり。故れ、嶋根と云ふ。 の命詔りたまひて、朝御館の勘養、夕御館の勘養に、五つのでいる 朝酌の郷。郡家の正南一十里六十四歩なり。熊野の大神

年日伎弥の社 多気の社 久良弥の社 市自伎弥の社 多気の社 久良弥の社

法吉の社生馬の社 美保の社 以上の一十四所、 が ならな かなってき

大井の社 (略) (略) 三保の社 多久の社の 転蜂の社

になった。 は見の社 以上の冊五所、並に神祇官に在らず。 は見の社 以上の冊五所、並に神祇官に在らず。

# 新編日本古典文学全集5風土記』小学館)

秋鹿の郡。

(61)

[四] 秋鹿の郡 恵曇の郷。本の字は恵伴なり、

佐太の御子の社 比多の社 御井の社 垂水の社 神戸の里。出雲なり。名を説くこと意字の郷のどとし。神戸の里。出雲なり。名を説くこと意字の郷のどとし。

恵曇海辺の社 同じき海辺の社 奴多之の社 婦子の ない から にない かん 大井の社 宇智の社 以上の一十所は、並神祇官に在り。 那たのでは、

毛之の社の 在らず。 草野の社、秋鹿の社 以上の一十六所は、并神祇官に

[三] 楯縫の郡 楯縫の郡の 合せて、郷は四、里は一十二。余戸は一、神な 尸は一なり。

故れ、健部と云ふ。

の楯造り始め給ひし所、是なり。仍りて今に至るまで、楯桙での楯造り始めき。その時、退り下り来として、大神の宮の治とない。といり、といりたまひて、御子天御鳥の命を楯部と為て、宮造り奉れ」と詔りたまひて、御子天御鳥の命を楯部と為て、ない。 きりて、皇神等に奉る。故れ、楯縫と云ふ。 に結び下げて、この天の御量持ちて、天の下造らしし大神の 天の日栖の宮の縦横の御量、千尋の栲紲持ちて、百八十結びMan or the de Kraki Makes of Do Krakie to be 楯縫と号くる所以は、神魂の命 韶りたまひしく、「五十足になる」 (略) いちない ないの (略)

神戸の里。出雲なり。名を説くこと意字の郡のどとし。 新たに造れる院一所。沼田の郷の中に在り。厳堂を建立つ。

(63)

合せて、郷は四、里は一十二。神戸は一なり。

[六] 出雲の郡

なり。

(略)

合せて、郷は八、里は廿三。神戸は一里は二。

夜の里と号けし所以は、宇夜都弁の命、その山に天降り坐し、 またい かまた かん ない まんか またい 健部の郷。郡家の正東一十二里二百廿四歩なり。先に字のはいの まんじょし き。すなはち彼の神の社、今に至りても猶ほ此処に坐す。故 ち健部の臣等、古より今に至るまで、猶ほ此処に居まひす。 給ひき。その時、神門の臣古祢を、健部と定め給ふ。すなは 御子、倭健の命の御名を忘れじ」とのりたまひて健部を定め、 ぱんぱん かん ちょ 纏向の檜代の宮に 御 宇 しし天皇、勅りたまひしく、「朕がい」と、 かっかん まんかんしょ するかんしゅ れ、宇夜の里と云ひき。その後、改めて健部と号くる所以は、れ、宇夜の里と云ひき。その後、乾み、笄は、芳・ゆみ 出雲と号くる所以は、名を説くこと国のごとし。いっち、ちょう。 神戸の郷。里は二なり。

たまひき。故れ、寸付と云ふ。 へまつらむとして、諸の皇神 野の命の国引き給ひし後に、 出雲の郷。すなはち郡家 杵築の郷。郡家の西北廿 略 に属く。 名を説くこと国のごとし。 天の下造らしし大神の宮を奉 八里六十歩なり。八東水臣連 等、宮処に参り集ひて杵築きたち、なせどにあまるっと 神亀三年、字を杵築と改む。

くこと意字の郡のごとし、 神戸の郷。郡家の西北 三里 一百廿歩なり。出雲なり。名を説

郡家の正西六里一百六十歩なり。大領出雲の臣大田の造いでののなかまた。

れるなり。 水の社 宇美の社 許豆の社 同じき社 以上の九所は、並神 気 きょう きょう きょう だった。 だん 神津の社 久多美の社 多久の社 佐加の社 乃利斯の社 御津の社 「Marting Company」 というは、

許豆乃社 义、許豆の社 祇官に在り。 又、許豆の社 久多美の社

郡家の正南一十三里一百歩なり。旧の大領日置部の臣布いはあるなけまな 弥の造れるなり。今の大領佐底麿の祖父なり、 新たに造れる院一所。河内の郷の中にあり。厳堂を建立つ。

杵築の大社 御魂の社 御向の社 出雲の社 ag yw setto Moto the the trie the 御魂の社

同じき御埼の社 支豆支の社 阿受支の社

百枝槐の社 巴上の六十四所は、并に神祇官に在らず。

三百六十丈、周り九十六里一百六十五歩なり。西の下に謂は出雲の御崎山。郡家の西北廿七里三百六十歩なり。高さ出雲の御崎山。郡家の西北廿七里三百六十歩なり。高さ ゆる天の下造らしし大神の社、坐す。 郡司主帳

外正八位下

若倭部の臣

日置の記

合せて、郷は八、里は廿二。余戸は一、駅は

(64)

〔七〕神門の郡

一、神戸は一なり。

しし天皇の御世、日置の伴部等、遺はさえて来り宿停まりて、けるのは、かますします。 この また はど するのは 東 四里なり。 志紀嶋の宮に 御 宇 います ほしょうかます ましだしょう 政 為し所なり。故れ、日置と云ふ。

東二里六十歩なり。厳堂を建立つ。神門の臣等の造れるない。 神戸の里。郡家の東南一十里なり。 (略)

南一里なり。刑部の臣等の造れるなり。戦略を立てず。 新たに造れる院一所。古志の郷の中にあり。郡家の東

> 美久我の社 阿須理の社 比布知の社 (略) 又、比布知の社

塩夜の社 火子の社 同じきな塩をのせる ほしゅりも所は、丼に神祇官に在り。 略) 同じき塩冶の社 久奈子の社

以上の十二所は、並神祇官に在らず。

略)

(65)

[八]飯石の郡 合せて、郷は七里は一十九。なり、 飯石の郡。

部りたまひしく、「この国は、小き国なれども国処なり。故 。 れ、我が御名は、木石には着けじ」と認りたまひて、すなは 田・小須佐田を定め給ひき。故れ、須佐と云ふ。すなはち正々。サールをなる。 須佐の郷。郡家の正西一十九里なり。神須佐能袁の命、

倉あり。 須佐の社 狭長の社 飯石の社 田中学 なが やっちょう いました はいよう いました いまない いまかれ 宮に在り。 河辺の社 御門屋の社 多倍の社 略) ・ 飯石の社

志志乃村の社、以上の十六所は、並神祇官に在らず。

飯石の社田中の社

多加の社会

毛利の社の

(66)

仁多の郡の

[元] 仁多の郡 合せて、郷は四里は十二。なり。

辞通ふと見坐しき。すなはち寤めて問ひ給へば、その時、「御になる」と こ。 「は、すなはち御祖の御前を立ち去り出でまして、石川を度へば、すなはち御祖の御前を立ち去り出でまして、石川を良なった。」 の哭く由を告らせ」と夢に願ぎ坐せば、すなはち夜夢に御子 くことを止めたまはざりき。大神夢に願ぎ給ひしく、「御子 船に乗せて、八十嶋を率て巡りて宇良加志給へども、猶ほ哭ふん。 も哭き坐して、み辞通はざりき。その時、御祖の命、御子を 子、阿遅須伎高日子の命、御須髪八握に生ふるまで、昼も夜に、いまが、まないと、そにいまいましま。 三沢の郷。郡家の西南廿五里なり。大神大穴持の命の御からは、ことにはのなけいことない

(67)

大原の郡の

[13] 大原の郡 合せて、郷は八里は廿四。

略)

造れるなり。 一里なり。厳堂を建立つ。僧玉纂あり。 大領 勝部の臣虫麿の 新たに造れる院一所の 斐伊の郷の中に在り。郡家の正南

少領、額田部の臣押嶋の造れるなり。今の少領伊去美の従父兄」からなかい。ななべ、まなれしまして 一十一里一百廿歩なり。□層の塔を建立つ。僧□驅あり。前の 新たに造れる院一所。屋裏の郷の中に在り。郡家の正北

印支知麿の造れるなり。 北一里なり。厳堂を建立つ。尼三顧あり。斐伊の郷の人、樋の 大口の社 宇乃遅の社 新たに造れる院一所。斐伊の郷の中に在り。郡家の東 支須支の社 布須の社会 御代の社

官に在り。 世裡陀の社得塩の社 加多の社 以上の十三所は、并に神祇

略

| 三巻末記 屋代の社 以上の一十六所は、並に神祇官に在らず。

略

(68)

天平五年二月卅日、勘へ造る。

国の造化して意宇の郡の人領を帯びたる外正六位上勲十二等によった。 秋鹿の郡の人、神宅の臣金太理 出雲の臣広嶋

用あ初むるなり。此に依りて、今も産む婦、彼の村の稲を食います。 り、坂の上に至り留まりて、「是処ぞ」と申したまひき。そ と云ふ。すなはち正倉あり。 はず。若し食へば、生める子已に云はざるなり。故れ、三沢 の造神吉事奏しに、朝廷に参向かふ時に、その水活れ出でて の時、その沢の水活れ出でて、御身沐浴き坐しき。故れ、国 (略)

## 伊勢神郡・神宮と斎宮の成立

三重県斎宮歴史博物館 川部浩司

## 1. 神郡・神宮・斎宮をめぐって

伊勢神宮とは何か、伊勢斎宮(伊勢斎王)とは何かを考えてみたい。『日本書紀』・『皇太神宮儀式帳』などの文献史料に基づいた律令国家形成期とその前後の歴史的事象について取り上げつつ、本報告では伊勢神郡・伊勢神宮・伊勢斎宮の成立を検討する。そして仏教受容以前となる7~8世紀の南伊勢地域の様相を探っていきたい。

「神郡」は律令制下における特定の神社の所領や神域として定められた郡で、『令集解』によると養老7年(723)には、出雲国意宇郡(熊野坐神社・杵築大社)、伊勢国度会郡・多気郡(伊勢神宮)など、古代日本に8郡が置かれている。「神宮」(特に皇大神宮(内宮))は皇祖神としての天照大神を祀る社として広く周知されているので、やや馴染みの薄い「斎宮」についてまずは整理しておく。

斎宮(さいくう・いつきのみや)は、①斎王(さいおう・いつきのひめみこ)とする「天皇の代替わりごとに未婚の皇族女子から「卜定」により選ばれ、その天皇一代の間に天皇に代わって伊勢神宮に奉仕する内親王や女王」の人物と、②「伊勢神宮への奉斎を務める斎王が住む宮殿」および「斎王を支える官衙や組織(官人達の役所:斎宮司/斎宮寮)」といった建物などの施設や行政組織としての機関を指す2つの場合がある。ここでは①人物を「斎王」、②機関を「斎宮」と分けておく。

①の確実視される最初の人物は、天武2年(673)の天武天皇の娘の大来皇女であり、最後となる元弘3年(1333)の後醍醐天皇の娘の祥子内親王まで60人余りの斎王が選ばれている。すなわち飛鳥時代から南北朝時代まで約660年間にわたって斎王制度が維持される特徴がある。なお、斎王の宮としての「斎宮」の名称が最初に現れる文献史料は、8世紀末の編纂の『続日本紀』にある文武2年(698)年9月10日条「当耆皇女を伊勢斎宮に侍らせる」であり、藤原宮跡(持統8~和銅3年(694~710))の「伊都支宮(いつきのみや)奴婢」出土木簡は、最古の和訓となる。『続日本紀』大宝元年(701)8月4日条「斎宮司を寮に準ず」の記事から、遅くとも文武朝には「斎宮」という名称が使われており、「伊勢神宮に仕える斎王の宮殿」の意味として用いられていたことがわかる。

②は古代~中世にかけて唯一無二の律令国家の機関として、伊勢神宮を中心とした神祇祭祀にかかる拠点施設であり、平安時代には方格街区による都市的な相貌を備えるなど、斎王を支える国家機関として展開する特徴がある。こうした機関は、三重県多気郡明和町に所在する国史跡斎宮跡として、東西約2km、南北約700m、面積約137~クタールの範囲が比定されている。

## 2. 孝徳朝の伊勢神郡・屯倉の設置と律令国家の再編成

古代伊勢でも南部を舞台とする地域には神郡・神宮・斎宮が置かれ、神領としての郡の財源により 所管神社となる伊勢神宮の修理や祭祀の費用が充てられた。こうした神郡成立期は、以下の文献史料 などから7世紀中葉の孝徳朝とみられている。

『皇太神宮儀式帳』の神郡度會・多氣・飯野三箇郡を初むる本記行事には、孝徳天皇の立評時に度会の山田原と(多気郡の)竹村に屯倉の設置と督領・助督の任命、神宮の行政雑務を行う組織「大神宮司」の編成にかかる記述がある。また、『神宮雑例集』では大化5年(649)に度会郡・多気郡の建郡が記されている。これらは7世紀中葉の孝徳朝における神郡成立期の内容であり、白雉3年(652)には難波長柄豊碕宮(前期難波宮)が完成する。そして7世紀後半の天武朝における多気郡に斎宮が設置され、7世紀末の文武朝における度会郡への神宮の遷祀に続いていくと考えられる。

出雲国意宇郡の出雲国造氏や筑前国宗像郡の胸形氏のように奉斎氏族が神郡郡司を兼ねる一方、伊勢神郡は奉斎氏族の度会氏や荒木田氏が郡司でなく、王権に関係する新家氏と麻績氏が行っている。つまり神郡支配を行う評(郡)の官人と神宮祭祀を行う禰宜層は分離している。特に麻績氏は服部氏とともに内宮祭祀に使用する布帛製作に従事した祭祀系氏族であり、神宮祭祀の根幹をなす神衣祭の奉献は多気郡に基盤をもつ麻績氏・服部氏が関わっている。王権による両氏族への委託祭祀が介在し

たとする指摘もあり (穂積 2013)、王権による神郡・神宮への統治が強まったと考えられる。孝徳朝から続く王権による統治支配は、神宮と斎宮・斎王の再整備を加えることで、天武朝により一層の強化が進められることになった。持統朝がその施策を引き継いだうえ文武朝で完成をみせるのである。

こうした一連の施策は、7世紀の東アジア情勢の変化に連動している。中国大陸では隋の滅亡後の618年に唐が建国して、朝鮮半島の高句麗・百済を滅ぼし、新羅を唐の影響下に置いたのである。一方の倭国(日本)は唐の律令制度を取り入れて国家体制の整備を進め、国内外への律令天皇制の強化と社会情勢の変化に対峙できる国家の再編成を行った。孝徳朝から持統朝の諸政策は、天皇の権力と権威の発現と強化の一環として進められ、祭祀の再編成が行われたと考えられる。伊勢神郡・神宮・斎宮の成立はまさにこうした情勢下に基づいている。

大和国の東に位置する伊賀国や伊勢国では、7世紀後半から寺院建立が認められる一方、伊勢国の うち伊勢神郡には8世紀後半の逢鹿瀬廃寺の建立まで初期寺院がなく、他郡と比べて寺院建立といっ た仏教文化の受容が遅れる特徴がある。伊勢神宮では『皇太神宮儀式帳』に仏教用語を排除した「忌詞」 が記載されるように、のちに続く伊勢神郡での仏教禁忌は7世紀から創発されたとみられ、祭祀の再 編成の一環に組み込まれていたのだろう。

## 3. 伊勢神宮の成立

『日本書紀』によると、崇神6年にアマテラスはトヨスキイリヒメ(豊鋤入姫命)に託して天皇大殿から倭笠縫邑へ移動し、垂仁25年にはアマテラスをヤマトヒメ(倭姫命)に託けて近江・美濃を経て伊勢へ遷移する。そして齊宮(いわいのみや)を五十鈴川の上に建てて磯宮と呼んだとある。この伊勢神宮成立伝承は現在の神宮司庁のオフィシャルな見解ともなるが、伊勢神宮創祀をめぐる研究は今なお議論が続いており、皇大神宮(内宮)はいつどのような経緯や背景をもとに五十鈴川のほとりに鎮座したのか、なぜ伊勢なのかといった研究史は枚挙に暇がない状況にある。『日本書紀』をはじめとする文献史料には、「天照大神(アマテラス)」「大日孁貴(オオヒルメノムチ)」「高御産巣日神(タカミムスヒ)」「日神」「伊勢大神」「天照大神宮」「多気大神宮」「伊勢神宮」など多岐にわたる。

そもそも伊勢神宮は国家神以上に皇祖神として天皇と不可分な関係にあり、天皇の正統性を担保するための神社となる。私幣禁断なのはこのためであろう。天武元年 (672) 6月26日には、壬申の乱において、大海人皇子 (天武天皇) は伊勢国朝明郡の迹太川の辺で天照大神を望拝したとあり、この時の戦勝祈願により神威を得て勝利したことで、娘の大来皇女を斎王として伊勢へ派遣したといわれてきた。それよりも6世紀代のこれまでの皇女を侍らした「伊勢大神祠」・「伊勢大神宮」に祀られる伊勢大神は、大来皇女によって天照大神に再構築するため派遣されたと考えられる。7世紀中葉の孝徳朝から進められてきた伊勢神宮改革を天武天皇が継承した最初の大事業であり、持統天皇の行幸を経て「神宮」が立案されることに繋がる。最終的な完成は、大宝律令制定直前の『続日本紀』にある文武2年 (698)12月条の「多気大神宮」の度会への遷移である。多気大神宮は大来皇女が入った「天照大神宮」の後に続く大神宮であり、『皇太神宮儀式帳』にある文武2年10月に伊勢斎宮に侍る当耆皇女はこれに仕えた可能性が考えられる。

天武朝の天照大神祭祀と持統朝の伊勢神宮整備計画の末に文武朝で一連の整備が完成したのである。このように伊勢神宮の成立要件は、倭王権(大王家)の関与となる。何をもって伊勢神宮と斎宮の成立とするのかは、アマテラスを祀る伊勢神宮を真の皇祖神に格付けされ、天皇に代わって皇女が神宮に奉斎する制度化によって斎宮が発足される段階といえるだろう。斎宮は斎王の居所や儀礼空間であり、斎王制度が確立した後も「斎宮」という場がおよそ固定される端緒となるのが天武朝以降である。

## 4. 斎王の「再生」と斎宮の成立

『日本書紀』の崇神紀・垂仁紀・景行紀には、天皇の娘である豊鋤入姫命・倭姫命・五百野皇女によって天照大神を祖先神として拝まされており、「伊勢大神」「日神」に仕えた5・6世紀の皇女との親和性がある。まずは『日本書紀』の伊勢大神に仕えた皇女にかかる関連記事、『皇太神宮儀式帳』などに

載る斎王に関する記事をみておきたい。

雄略元年(457)3月条 稚足姫皇女が伊勢大神の祠に侍る

廬城部連武彦とのスキャンダルで身を隠したのちに自殺

継体元年(507) 3月14日条 荳角皇女が伊勢大神の祠に侍る

欽明2年(541)3月条 磐隈皇女が伊勢大神に侍り祀る

のちに皇子茨城に姧されて任を解かれる

敏達7年(578)3月5日条 菟道皇女を伊勢の祠に侍らす

池辺皇子に姧されて任を解かれる

用明即位前紀(585以前) 酢香手姫皇女を伊勢神宮に拝して、日神の祀に奉らせる

天武 2年(673) 4月14日条 大来皇女を<u>天照大神宮</u>に遣侍するとし、泊瀬の斎宮に居らす 泊瀬斎宮は神に近づくために身を潔める(潔斎)ところ

天武3年(674)10月9日条 大来皇女、泊瀬の斎宮より伊勢神宮(天照大神宮)に向う

(天武4年(675) 十市皇女と阿閇皇女が伊勢神宮に参る)

持統天皇称制前紀(朱鳥元年(686))11月16日条 伊勢神祠に奉れる皇女大来、京へ還る

(朱鳥元年(686) 多紀皇女・山背姫王・石川夫人が伊勢神宮に参る)

文武2年(698)9月10日条 当耆皇女を伊勢斎宮に侍らす

大宝元年(701)2月16日条 泉内親王を伊勢斎宮に侍らす

慶雲3年(706) 閏正月28日条 泉内親王が伊勢大神宮へ参る

慶雲3年(706)8月29日条 田形内親王を伊勢大神宮に遣わす

こうした記事をみると、大化前代の「伊勢大神」「日神」、天武天皇の「天照大神宮」、文武天皇以降の「伊勢大神宮」には懸隔が認められる。大化前代の記事から、南伊勢地域の太陽神信仰「伊勢大神」「日神」が存在し、日神を祀る日奉部の祭祀に皇女が参加していたことになる。重要とみられるのは、大来皇女が仕えたのは「天照大神宮」であり、ここに天照大神を強調する必要があったといえる。つまり、「伊勢大神」「日神」は「アマテラス」へ一元化し、「伊勢大神宮」が成立したという図式が描ける。

伊勢神宮の原型となる日神信仰への皇女の定例的な派遣は、天皇の正統性を体現する伊勢神宮祭祀に繋がっていく。7世紀中葉の孝徳朝からの諸政策をふまえた天武朝による天照大神の祖先神化により、酢香手姫皇女で中断していた「斎王」を大来皇女によって「再生」させ、神の血統による天皇の正統性という祖先祭祀による王統の確認と維持が行われたのであろう(榎村 2019)。斎王は古代の天皇を尊厳化するイデオロギー装置として、王権のシンボルに昇華したといえる。存在が確実視される大来皇女から祥子内親王まで約660年間に60人余りの斎王が選ばれたが、最後は斎王制度の形骸化の一方で、最後まで王権がこだわり続けた斎王の意義と役割とはこうした点にあろう。

文武天皇は即位当初から当耆皇女を斎宮に侍らせ、斎王の宮殿としての「斎宮」の語の初出となる。そして、斎王の本格的な制度化は、大来皇女に続く天皇の娘の斎王就任、つまり聖武朝の井上内親王に始まるものとみられる。斎宮寮の拡充と官位相当の決定や経済的な自立という国家機関としての体制が整えられるに至ったのである。皇位継承の正統性を聖武・孝謙・元正・淳仁の天皇は斎王を置いて示したが、称徳天皇は置かなかった。これは伊勢神宮の神宮寺を重視する立場にあり、伊勢神宮祭祀の代々の継承から一転、神仏一体化による新たな祭祀の創始となった。ここに仏教による斎王の間断が生じることになる。

称徳天皇の急逝により即位した光仁天皇は、聖武天皇の娘で斎王であった井上内親王を母とする酒人内親王を斎王として、斎王制度を復活させる。桓武朝には長岡京に準じた集積型区画設計による方格街区の施工、『皇太神宮儀式帳』・『止由気宮儀式帳』の整備、『弘仁式』・『貞観式』の編纂などにより、斎宮の都市的な空間整備、伊勢神宮祭祀の様相、律令の施行細則の奏進・施行が進められたように変革を迎えるのである。そこには称徳が進めた仏教に関する施策は欠落し、仏教関係の忌詞が定められたように仏教禁忌が敷衍する。伊勢神宮や斎宮をめぐる仏教との分離(称徳朝で一時は接近)は極めて政治的な主導であったことを物語っているだろう。

## 5. 宮殿モデルによる伊勢神宮・斎宮の空間整備

斎宮が多気郡に設置された理由は、「場所性」がポイントで4つの項目が挙げられる。①安定した土地としての段丘上の立地。②河川や海岸に近接した場所。③水陸交通の要衝。④王権による土地開発である。①は、斎宮(伊勢神宮祭祀のための恒常的な潔斎施設)を設置する好適地として台地が選地された。斎宮より西方の祓川(多気川)左岸域と伊勢神宮が鎮座する宮川右岸域は、網状流路が卓越した沖積低地として洪水等が生じる土地は回避される。②は定期的な神宮祭祀にむけて禊をすることが定められており、適切な河川が必要である。③は王権による東国経営の基点の地となる。東国進出の玄関口は、櫛田川/祓川河口周辺の的潟に比定される場合が多く、斎宮が設置される場所にも比較的近い。④は神郡として屯倉が設置された場所であり、神宮や倭王権にとって重要視した地域といえる。王権の地からみて東方の伊勢は、日の出の方角にあって太陽神と照応する地域とみなされたと推測されるのである。

『皇太神宮儀式帳』では、斎王は神宮の内玉垣南御門前で拝礼するとある。伊勢神宮の構造は玉串御門を境に内廷(正殿周辺)・外廷(前庭)に二分される。こうした社構造は飛鳥宮の宮殿構造にも似るが、最も親縁性があるのは孝徳朝の難波長柄豊碕宮である(笹生 2015)。天皇の宮殿と皇祖神を象徴する宝鏡(アマテラス)を祀る社の建物配置と機能を空間構造として、重ね合わせる企図があったとされる。内裏は二の玉垣、朝堂院は三の玉垣の第三重に連なるという。この説を前提にすると、『続日本紀』文武 2年「多気大神宮を度会郡に遷す」にあるように、宝鏡を区画・遮蔽して祀る「神籬」から宮殿プランを導入した「神宮」へと整備される変遷には、王権の意図が介在したといえるだろう。

一方、7世紀後半の斎宮中枢域の構造と変遷が明らかとなり、中心建物の正殿と外周建物は口字型建物配置をとり掘立柱塀で囲む構造を基本とした斎王宮殿(儀礼空間を兼ねる)と想定できる。 I 期(7世紀後半)から II 期(7世紀末~8世紀初め)には宮殿域を拡張・改変して遮蔽と荘厳を強化するが、重要施設の正殿と東第一堂は位置を固定する。特に東第一堂・東第二堂には目隠塀を設けるなど、皇大神宮の斎内親王侍殿の蕃垣との調和性を彷彿とさせる。皇大神宮と斎宮の共通項はこれだけではなく、二の玉垣と斎王宮殿の規模は符合し、難波長柄豊碕宮の内裏規模の2分の1となる特徴がある。3者は不可分な関係にあるといえ、難波長柄豊碕宮の内裏+朝堂院と倉をモデルとした皇大神宮(内宮)、初期の内裏をモデルとした斎宮中枢域という共通した意図のもと、一連の空間整備が行われたと考えられる。

7世紀後半の斎王宮殿(斜方位区画)は8世紀代の宮殿(正方位区画)に続き、8世紀末以降の宮殿「内院」へと規模・構造・機能が引き継がれる。「内院」と西加座南区画「神殿」には目隠塀付建物が建てられており、斎王を象徴する施設とその空間構成は9世紀においても継承されたのである。

## [参考文献]

榎村寛之 2009『伊勢斎宮の歴史と文化』塙書房

榎村寛之 2019「伊勢と斎王」『古代王権の史実と虚構』(古代文学と隣接諸学3) 竹林舎

岡田荘司 2022『古代天皇と神祇の祭祀体系』吉川弘文館

岡田精司 1970『古代王権の祭祀と神話』塙書房

岡田精司 1992『古代祭祀の史的研究』塙書房

笹生 衛 2012『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館

笹生 衛 2015「神の籬と神の宮-考古学からみた古代の神籬の実態-」『神道宗教』第 238 号 神道宗教学会

笹生 衛 2018「神祇祭祀の起源と史的背景-祭祀考古学の視点から-」『古代の信仰・祭祀』(古代文学と隣接諸学 7) 竹 林舎

直木孝次郎 2009『伊勢神宮と古代の神々』(直木孝次郎 古代を語る4) 吉川弘文館

西宮秀紀 2019『伊勢神宮と斎宮』岩波書店

穂積裕昌 2013『伊勢神宮の考古学』雄山閣

穂積裕昌 2018「伊勢地方の祭祀・信仰-祭祀考古学からみた古代祭祀-」『古代の信仰・祭祀』(古代文学と隣接諸学7) 竹林舎

松尾充晶 2018「出雲の古代祭祀と神・社」『古代の信仰・祭祀』(古代文学と隣接諸学7) 竹林舎

忍海连小竜 —— 色夫古娘

天智

完人殺婦娘

泉内親王(文二) [弘文] 大友皇子

大田皇女

— 大米皇女(天武)

当香泉女 文一 田形内親王 (文三)

— 大津皇子

完里

\_\_\_\_\_KH

文成

- 円方女工

-高市皇子---長屋王-

飛鳥・奈良時代斎宮関係年表 表2

和6																	84. W. J. 21.05	845×764					を充てること	第2 (統紀)					で音奏 (諸雑) し、大神宮の								禰宜らに位階を加え				
	7. 5	(のちの天武天皇)、吉野脱出。王申の乱始まるかが開照の添大川で天照大海を登拝 [集記]	人様人皇士が朝内師の空太川に大黒木侍を玉井(青花) 天武天皇、飛島浄錦原宮で即位「曹紀」	大来皇女、天照太神宮に遣わすために泊瀬斎宮に入る [春紀] 王中の紀の誓約により伊勢神宮に献じて済王にする [扶桑]		天正文皇弟劉。皇后繼野議員会女(のちの持続天皇)、称初を行う 大津皇子、謀反により処刑される [警長]	に張る (帯紀)	持続大量即位 (音紀) 持統天皇、伊勢に行幸	藤原京に遷都[書紀]	文武天皇即位〔縦紀〕 出参卓かを造わして母総治官とする	当日黒スミ温がしてアガ州自己する 多気大神宮を度会郡に選す〔続紀〕	泉内親王を造わして伊勢斎宮とする「統紀」 高宮司を弊に進じ、官人は長上官の扱いとする	従五位下當麻真人橋を斎宮頭とする〔統紀〕	持統太上天皇、参河国に行幸。11月22日、伊勢国にいたる 持統太上天皇、崩御 [禁紀]	従五位上引田朝臣広日を斎宮顕兼伊勢守とする (統紀) ※兼務事例初	が神宮に停らせる [続紀] ・智務女王・円方女王が各一度(神宮に)参入 [	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	WHEN TO GO HENNING THE COURT	原西発の公文に初めて印を用いる「読む」  皇太子首皇子(のちの聖武天皇)の女井上王を斎内親王とする [続紀]			井上内親王を造わして伊勢太神宮に侍らせる〔続紀〕 斎宮寮官人の官位相当の規定が定められる〔類聚三代格	<b>富貴に供給する年料は、今後はみな官物を用い、神戸に納められる順・を禁じる照が出される「縁紙」</b>	済王県女王、伊勢へ発入。大臣以下、門の外に送り出だす。諸司は京の外ま	伊勢粛主 (県女主)、文母の設により粛昌から退出 小宅女王を斎宮とする [一代] ※統紀には見えず	学仁天皇即位 (統紀)   第日日の基本  と第日の名の名の名を表するのに数件 (報記) ※	10日上で見がひく角上がの代表でかん中日に作品(約4万) 本 10日上で出かり、角上がの代表である。 またがすこの名がある。 (一代)	「個内親土が伊勢に同かったあたり大阪を行う 自衆大益の共に十七の石値を導くせる (禁約)		雑官・大物語・内人等に二級が銀されたことがみえる (被犯)   海番選手を大袖向者アルス行命を下れれたアピカれる (報題)	10月に光仁天皇即位、この日、井上内親王を皇后にする (統紀)	送五位下鉄治正気太王を斎宮造営のために伊勢に遣わす (終紀) # 5.45 知 まままらにのの開めの開始的です。 β - 2.55 m よっち	作工内裁工を大量成品の新で発行 3月 両戸裁工の並太子を廃す 従会郡の神宮寺を飯高郡の度瀬川房に遵す [統紀]	酒人内親王を粛王に下定し春日斎宮に移す( ※1. 中郷王 との輪になる。 (445)	に死去 (統紀・	能記]	ことにより改元。斎宮寮官人、伊勢大神宮の宮司・		ルエル、ドエド及、アグリルエ自 朝原内親王を斎王に卜定 (一代	<b>紀朝臣作良を造斎宮長官にする「統紀」</b>   個個石名目の案件及場のものに由導力自成の場合に会	物体付換工の単台が重めためた時代へ業が下げず(機能) 布勢内親王を伊勢太神宮の責(王)とする[類国]
	H44	6 H 2A H 6 H 26 H	2 H 27 H	4 J 14 B	10 月 9 日 4 日 27 日	9 H 9 H 10 H 3 H	11 J 16 B	1. H I H 3. H	12 H 6 H	8 H 1 H	12 H 29 H	2 H 16 H 8 H 4 H	正月17日	10 A 12 A 22 B	6 A 5 H	8 H 29 H	3 J 10 H	4 H 6 H	8 H 13 H	2 J 4 B	8 月 23 日	9 H 3 H	7 JI 11 B		наяння 9 Я 6 Н	8 H 1 H	0 8 0	8 H 29 H	7.H.7.H	10 H 3 H	11 A 6 B	11 H 18 H	8 H 6 H	11 A 13 B	4 H 27 H	8 H 22 H	正月	8	8 H 1 H	4 H 23 H	H 18
	和服	天武元	天武2		天武3 朱島元		48.60.4	孙就 4 持統 6	持続8	文武元	7170	大宝元	大宝2		大宝3	20 第 第	和第3	変化ル	療治2 療光5					天平 18	大半勝玉九 天平勝宝元	天平宝字2	or the observer	大平瓦子5 平以指領9	大平神殿3	相稱政制印	宝亀元	宝作2	正	100	年111.5	400	天応元	275 900 212	2018年	延居4	797 延暦16
The latest and applied and the latest and a fact that a fact the latest and a fact the latest and a fact the latest and a fact that the latest and a fact th	照照		673							697	020	701	702									728	730	746	749	758	1010	- 1		768							_			785	797

E在任期間	673 ~ 686		698 ~ 701 以前	701 ~ 706 以前	₹ ~ 902	0.0.0.	717 ~ 721 以前	721 ~ 744 #	746 以前~749	749 ~ 758 Av	758 ~ ?	
州縣	大米	1	鄉町	张	田服	多 許 正 多 七	久勢	#	展	小紀	山於	1
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	天武	持統		女		元明	H 18	Juli.	祖	茶	操行	称德
時代			東京						茶点			
		中臣·閔井宗	丸大4親王-	#	#	H	を廃る王	KH (*)	<u>R11</u> )	事務治気 - 王郎の答っと母女たれ -   原沢図線、		End/をかり。 ○内の文字により対応する天皇を示している。

井上内親王 (元正二・聖)

782 — 796 以前

平安相武

797 - 806

775 か~ 781 か

 $772 - 775 \, tr$ 

消入等

光

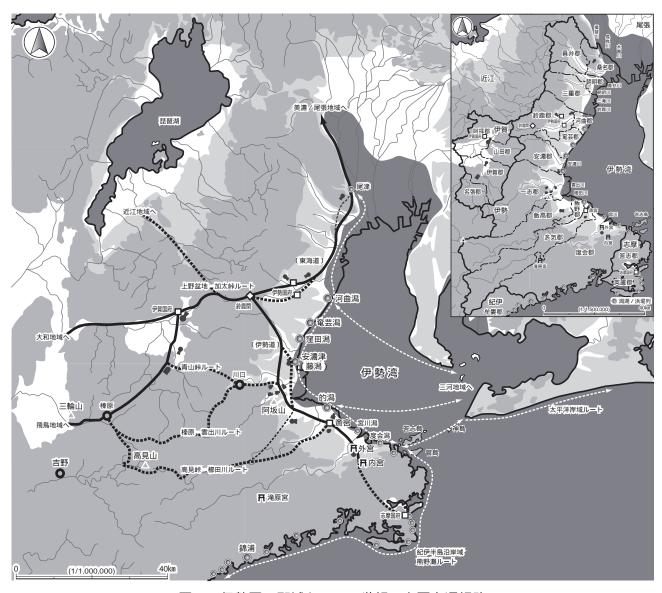


図1 伊勢国の郡域と6~8世紀の主要交通経路

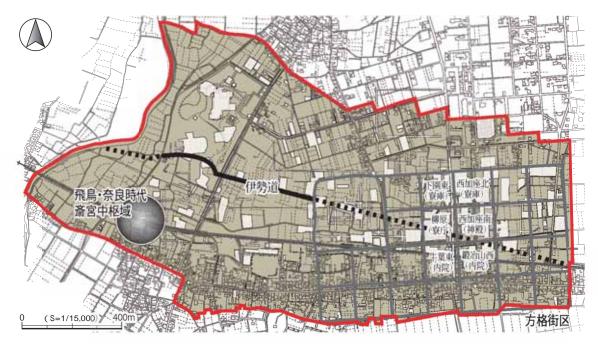


図2 史跡斎宮跡(飛鳥・奈良時代の斎宮中枢域と平安時代の方格街区)

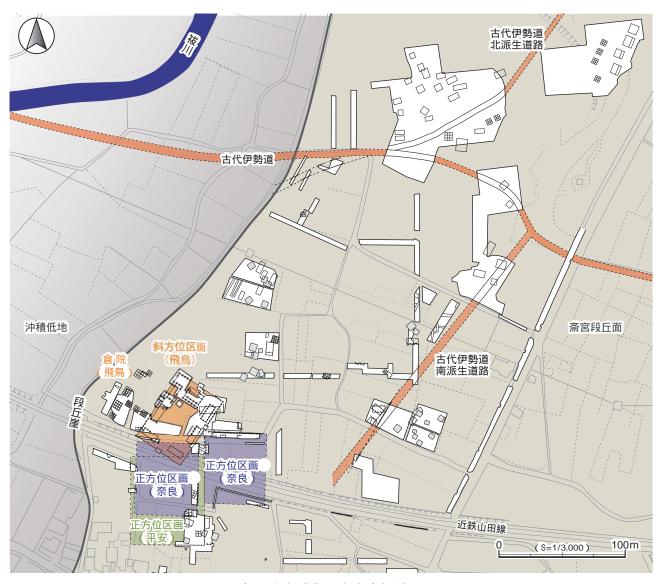


図3 飛鳥・奈良時代の斎宮中枢域とその周辺

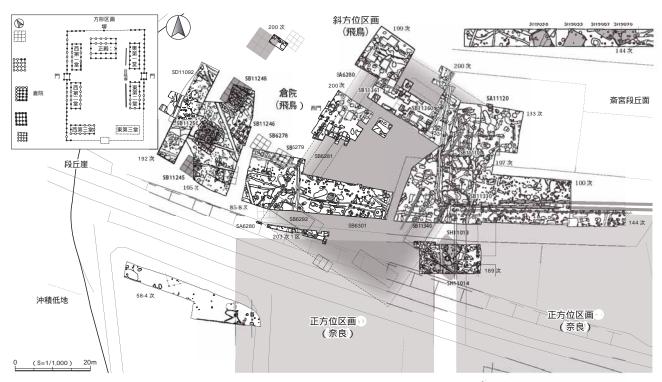
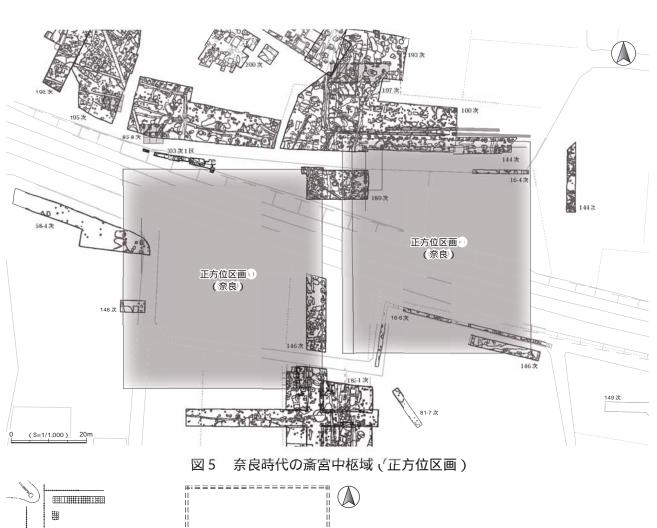


図4 飛鳥時代の斎宮中枢域(斜方位区画と倉院)



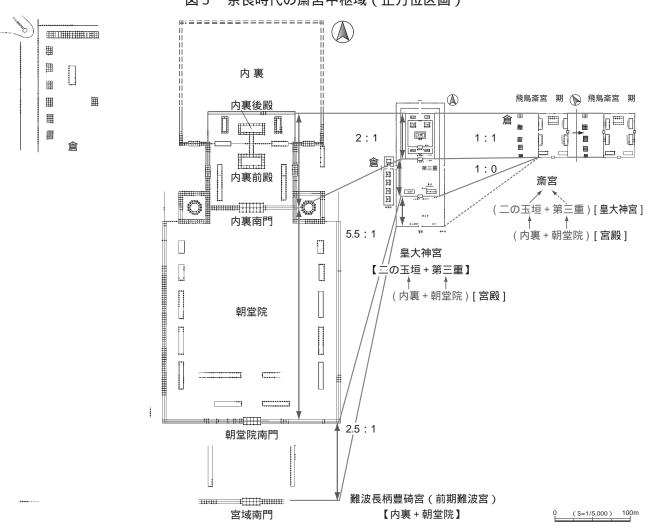


図6 難波長柄豊碕宮をモデルとした皇大神宮・斎宮

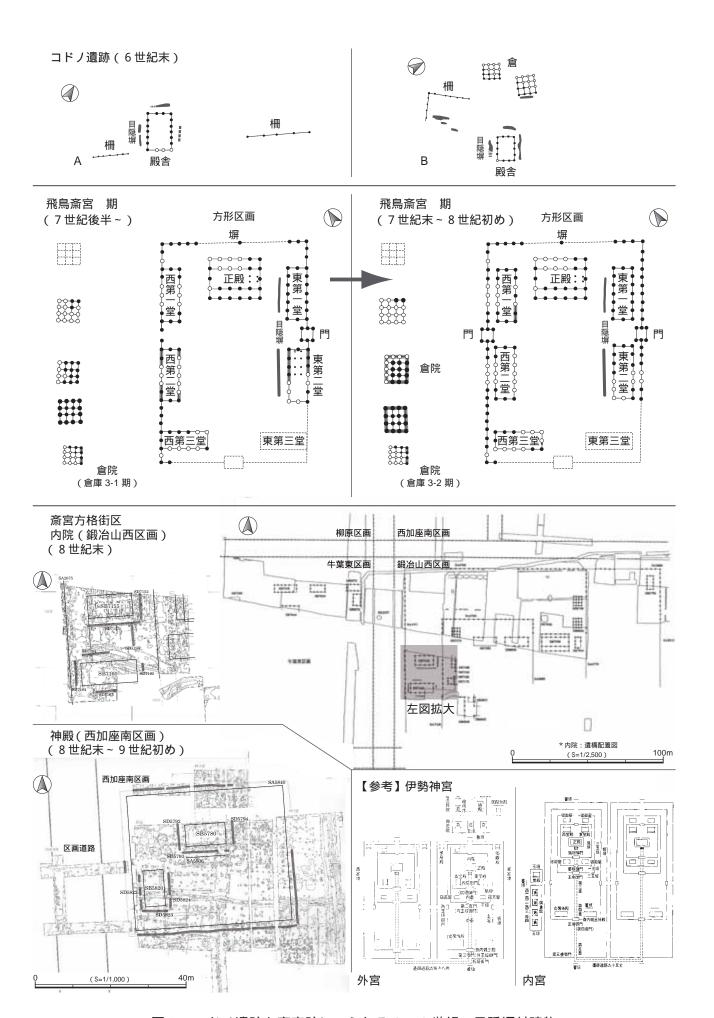


図7 コドノ遺跡と斎宮跡にみられる6~9世紀の目隠塀付建物

## 仏教の浸透からみた古代伊勢の宗教世界

斎宮歴史博物館 大川勝宏

## 1. はじめに

伊勢神宮は、宗教的に仏教とは対極的な位置にあったと考えられがちだが、国内の他の神社と同様、神仏習合思想の影響は受けてきた。とはいえ、皇祖神を祀り古代には私幣禁断とされてきた伊勢神宮では、他の地域と異なった仏教の受容・融合の過程を経ている。

古代の律令制のもと、伊勢神宮の領地とされ、その税はすべて神宮が収納した郡を「神郡」といい、そのうち神宮に近い三重県の伊勢平野南部に位置する度会郡・多気郡・飯野郡を「神三郡」という。本稿では、飛鳥時代には設置され、大神宮が所在する度会郡と、その西側に位置し、その西端に斎宮が置かれた多気郡を中心に古代における仏教浸透の状況を整理し、伊勢神郡における仏教浸透の多面性を確認するとともに、さらにそれが神祇信仰に与えた影響を考えてみたい。

## 2. 伊勢神郡域の仏教施設の成立と退転

伊勢平野北・中部の郡と異なり、多気郡・度会郡・飯野郡には飛鳥・白鳳期から奈良時代半ばまでは寺院は設置されていない。そうした中で、奈良時代後期に次のような史料が現れる。

- ・天平神護二(766)年 丈六仏像を伊勢太神宮寺に造らせる(続日本紀)
- ・神護景雲元(767)年 逢鹿瀬寺を永く太神宮寺とする。(大神宮諸雑事記)

これは、古代において国家から特別な地位を与えられた伊勢神宮にも、神仏習合の流れを受けて附属寺院である神宮寺が設置されたことを示し、多気郡と度会郡の堺にある<mark>逢鹿瀬廃寺</mark>がその遺跡と考えられている。逢鹿瀬廃寺は、伊勢神宮内宮の西約 15 k mの、宮川左岸段丘上にあり、太神宮寺号を付与される以前からすでに存在していた可能性はある。発掘は行われておらず伽藍配置や構造は不明だが、これまで奈良時代後期の多数の軒丸・軒平瓦が採集されている。

多気郡の斎宮においても、奈良後期の称徳天皇の時代には、斎王が派遣された記録が無いだけでなく、逢鹿瀬廃寺や、神郡外の飯高郡の丹生寺廃寺と同范・同型の軒瓦が見つかっている。また仏器である鉄鉢形須恵器・土師器が小型竪穴建物や土坑・溝から出土し、斎王が置かれなかっただけでなく、伊勢太神宮寺と連動して仏殿が置かれ、その周囲に優婆塞や優婆夷のような人々がいたとみられる。

称徳朝は、僧道鏡が実権を持つ中、王権の源を仏教的な徳に求め、大嘗祭ですら僧侶が関与した時代であり、伊勢神宮・斎宮でもこうした中央の動静にダイレクトに反応していたと言えるだろう。しかし、称徳が崩御し道鏡が失脚すると強い反動が起きる。

- ・宝亀三(772)年 伊勢月讀神の祟りにより、伊勢神宮寺を度瀬山房に移す。(続日本紀)
- ・宝亀五(774)年 多気・度会郡堺の仏地を祓い清めて神地とする。(平安遺文)
- ・宝亀六(775)年 伊勢神民を逢鹿瀬寺の僧が打凌ぐ。(大神宮諸雑事記)
- ・宝亀七(776)年 前年の咎により、神宮寺を停止し、飯野郡に移す。(大神宮諸雑事記)

神宮同様、仏教に関する「忌詞」が定められていることからわかる。8世紀末から少なくとも9世紀前半には、伊勢神郡内でも多気・度会郡では、宝亀五年の「仏地を祓い清めて神地とする」といった、仏教を排し神祇信仰を優先する状況が進行していたようである。

## 3. 多気郡における9世紀の仏教再浸透

宝亀年間の神宮寺や仏地の排除により、斎宮だけでなく多気郡全体でも8世紀末から9世紀前半には寺院などの仏教的な痕跡は見いだせなくなる。その一方で、多気郡の櫛田川(磯部川)中流域に9世紀はじめには東寺領荘園として荘園研究では有名な大国・川合荘が成立している。地域の実態として寺領が成立しているのである。

この時代の多気郡で特筆すべきなのは、仁和元(885)年に在地氏族の飯高諸氏が、多気郡西部の標高約280mの城山の鞍部に近長谷寺を建立したことである。その財産目録である、天暦七(953)年の奥書を持つ『近長谷寺資材帳』(以下『資材帳』という)によると、山上に檜皮葺・三面廂で高欄を持つ堂があり、一丈八尺(約5.5m)の金色の十一面観音像を本尊としていた(現在の長谷寺式の本尊は平安時代後期の作とされ、像高約6.6m)。この堂は「光明寺」という法名を持っていたことも記載されている。この他、鐘楼・僧房・政所屋など計7棟の建物があったとされる。

さらに『資材帳』によると、近長谷寺は飯高諸氏を本願施主として、内外近親等にも勧めて氏寺として建立されたものだが、神三郡内の様々な氏族からの土地や法具の寄進を受けており、伊勢氏や磯部氏といった在地氏族の他、中臣氏・大中臣氏・荒木田氏・神部氏といった神宮祇官に連なる氏族を含んでいる。朱雀朝の斎王であった徽子女王が天慶八(945)年に斎宮を退下したあと、母の供養として白玉を施入したという記事も当時の仏教や寺院への意識を垣間見る上で重要だろう。こうした寺院への施入は「除病延命」といった現世利益的な目的から「正月悔過」「二月悔過」といった法会を契機としていたという指摘がある。『資材帳』巻末に現れる座主の泰俊(飯高諸氏の孫)は東大寺僧、別当の聖増は延暦寺僧であり、近長谷寺の法会の施行にはこれら大寺院の関与も想定されている。本尊の規模や多くの氏族を結集した造寺・寄進活動からみて、地域の有力者である飯高氏の氏寺というだけでなく、多気郡の櫛田川中流域の仏教浸透の上で象徴的な存在だったとみることができる。

『資材帳』には、近長谷寺に施入された土地の周囲に中臣寺、穴師子寺、山田寺、福田寺、相可林寺、磯部寺、丹生寺、長谷寺、宮守寺、入江寺、法楽寺、清水寺、疋田寺、富岑寺、佐奈山寺、泉寺といった郷名や地元氏族名を冠する寺院・堂がみられ、10世紀半ばには集落規模を単位とする多数の小規模寺院・堂が出現している。これらは現在まで存続するものはなく、考古学的な調査でも明らかではない。おそらく瓦や礎石を用いない小規模なものだったのだろう。これら小規模寺院・堂と近長谷寺との先後関係は断定できないが、あるいは近長谷寺の建立が大きな契機となって多気郡内の仏教浸透を加速したのではないだろうか。

多気町河田のカウジデン遺跡や東裏遺跡では、口縁部や内面に油煙や油染みが付着した、9世紀後半の土師器杯類・灰釉陶器椀が多量に出土しており、「中万」「中臣」の墨書がみられる。カウジデン遺跡では平安時代に属する7間×6間の大型四面廂の掘立柱建物が見つかっており、先に見た小規模寺院・堂の一つである可能性がある。その一方で「中臣」墨書は神祇氏族との関連を伺わせるし、幅15mの水路から土馬や斎串が出土している事は注目できる。またカウジデン遺跡とは櫛田川を挟んで対岸の飯野郡に入る松阪市中万の大川上遺跡でも、油煙が付着した同時期の土師器杯に「神宮寺」「観世音」の墨書がみられる。『日本三代実録』では貞観八(866)年の五月に疾病が流行し、神宮三節祭での斎王の奉参も中止する事態となり、多気・度会郡では飢饉が発生し賑給が実施されている。油煙が付着した多量の土器類は燃灯供養の痕跡とも考えられる。承和14(847)年には、櫛田川で下流域の流路を大きく西に替えるほどの洪水もあり、家屋田畠や人命にも被害を及ぼすこうした災害も信仰の促進につながっただろう。このカウジデン遺跡の南の丘陵裾(多気町池上)に想定される成願寺も、貞観5(863)年民部省勘文案に現れる。成願寺は大国・川合荘の東寺領をめぐって11世紀には激しい相論を繰り返している。

多気郡と度会郡との郡堺に近い丘陵内の長谷町遺跡では、黒笹 90 号窯式期の灰釉陶器壺を蔵骨器と した 9 世紀後半から 10 世紀初めの火葬墓が見つかっている。骨の検討から被葬者は女性とみられ、高 級陶器を入手できる階層が、神郡内で仏教に基づく葬送を行っていたことは注視される。

史跡斎宮跡でも、古代の伊勢道に沿った地点で11世紀中ごろの土坑SK1730に油煙が付着した小型の皿・杯類といった供献土器が多量に出土している。12世紀に入ると寺院跡とみられる多気町の三疋田遺跡をはじめ、巴文などの軒瓦を出土・採集される遺跡が散見され、斎宮跡でも巴文瓦が1点出土しており、看過すべきではないと考えている。12世紀の瓦窯は伊勢国内では確認されておらず、瓦は尾張の瓦窯からの搬入が考えられる。

このように、伊勢神郡内でも多気郡においては9世紀後半には、中央の大寺院の影響も受けつつ在 地氏族を中心に仏教の再浸透が進行したとみられる。

## 4. 神祇氏族による度会郡の仏教再浸透

一方、同じ神郡でも度会郡では、少なくとも寺院・仏堂などの整備といった形で見える仏教の再浸透はおよそ9世紀代では確認できず。100年以上遅れて進行している。正暦年間(990~995)、神宮祭主大中臣永頼は宮川右岸の低地部にある「箕輪」に宿館を構えた。神事に従事しながらも寺院建立を願い続け、内宮に三日間参篭して祈請したところ霊夢に三尺の金色の観音像が現れたことから、度会郡勢田村に連台寺を創建した(古事談)。さらに永頼はその後長保二(1000)年に死に臨んで出家している(祭主補任)。これを契機として度会郡内においても神祇氏族らによる造寺活動が活発化していく。

祭主家大中臣氏では、天永二(1111)年に大中臣親定が、「堂舎(岩出堂)を建てて仏事を修す」という記録がある(江都督納言願文集)。親定は神宮遷宮の期間での仏堂建立にあたって、永頼の蓮台寺の先例に従い、十分に祈請すればよいという公卿で学者でもある大江匡房の助言により建立がかない、京より瞻西上人を招いて法要を催したという。この玉城町岩出の遺跡群は一部が発掘調査され、遺構では確認できていないが、12~13世紀の瓦類が出土しており仏堂が存在した可能性を示している。

大中臣氏以外では、長徳元(995)年には内宮祢宜<mark>荒木田</mark>氏長(荒木田二門)が、内城田郷(現在の玉城町田宮寺)に田宮寺を創建する(氏経神事記)。本寺には11世紀頃の作とされる十一面観音立像が二体納められこの伝承を補強する。また、このころ荒木田一門の氏寺である法泉寺(玉城町小社と推定される)も創建されたと言われる。外宮祢宜の度会氏も常明寺(伊勢市倭町)を12世紀には建立している。神祇氏族以外でも新家氏の氏寺とされる伊勢市小俣の湯田廃寺で11世紀以降のものとみられる軒瓦が採集されており、10世紀末以降には度会郡でも広範な造寺活動があったことがわかる。

弘仁七(816)年の大中臣清持の解任事件や、天慶八(945)年斎王徽子の近長谷寺への施入からは、神宮や斎宮での仏教禁忌にも関わらず、神祇祭祀に関わる人々にも実態としての仏教信仰が伺える。度会郡でのこの10世紀末から11世紀にかけての仏教信仰の顕在化は、時期的に末法思想の広がりと重なることは見逃せない。末法思想はいうまでもなく、釈迦入滅後に時の経過とともに仏法が衰えるという考え方で、平安時代には永承七(1052)年が末法第一年と考えられていた。こうした意識は浄土信仰の高まりや、経塚造営の動きとなっていく。日本の神々を仏教の護法神にあてたり、神々は仏教の諸尊の仮の姿で神仏は同体であるとする本地垂迹説の台頭など、神祇信仰の変容も促したとされる。大中臣永頼以後、各氏族の寺院建立に併行して祭主や神官層の卒前の出家が頻発するようになる。祭主及び祢宜の補任次第を見ると、11世紀代だけでも大中臣輔親(長暦二(1038)年)、荒木田重頼(寛徳二(1045)年)、荒木田延満(天喜六(1058)年)、大中臣元範(延久三(1071)年)、度会康雄(延久四(1072)年)、大中臣頼宜(寛治五(1091)年)、荒木田延範(康和元(1099)年)と、祭主、内宮・外宮祢宜のいずれからも出家者を出している。8世紀末にいったん仏教をタブー視した神祇氏族は、神仏習合思想の再高揚や大中臣永頼・親定が寺院・仏堂を建立するにあたって編み出した方便を待ってその信仰心を顕現化していったのである。

しかし、こうした度会郡への短期間での仏教浸透のエネルギーは、個々人の信仰心のみによるのだろうか。この時代の地域の動静を確認するため、度会郡内の集落・居館とみられる遺跡の消長をみて

みよう。第1表には発掘調査により時期が判断できる遺構・遺物が出土している遺跡の消長を示した。これによると宮川左岸・外城田川流域にあたる玉城町域では9世紀後半から10世紀前半にかけ、宮川右岸・五十鈴川流域にあたる伊勢市域では10世紀前半にほとんどの集落・居館遺跡が消失している。10世紀末の正暦~長保年間は平安京では疾病(疱瘡)が大流行して多数の死者が出て、正暦五(994)年・長保三(1001)年には貞観五(863)年以来の御霊会が行われている。大中臣永頼はこうした時代に伊勢箕輪に拠点を置き、蓮台寺を建立している。また樹木の年輪幅や年輪内の酸素同位体、海底堆積物の分析などによる気温・降水量の変動パターンの近年の研究では10世紀は少雨の時代で、特に中葉は高温とあいまって「農業危機の時代」と捉えられるようになった。

10世紀後半からは多くの集落・居館が再生あるいは新たに発生している。特に宮川左岸・外城田川流域の玉城町域は8~9世紀から遺跡はあるが明確な遺構は乏しく、10世紀後半以降から建物跡等の遺構が明確に伴うようになる。これら度会郡の10世紀後半から現れる遺跡と寺院・堂との関係をみると、大中臣氏の蓮台寺を除けば接近した位置関係にあるものが多く、立地の面では段丘面や丘陵端部が多い事から、耕作地の拡大といった新規の開発とも連動したものであることを窺わせる。これを整理すると、下記のような関係を示せる。

- ・法泉寺(玉城町小社:荒木田氏一門)・・・小社遺跡・上黒土遺跡・との山遺跡
- ・田宮寺(玉城町田宮寺:荒木田氏二門)・・・仲垣内遺跡・赤垣内遺跡・小ばし遺跡
- ・釈尊寺・岩出堂(度会町大野木・玉城町岩出:大中臣氏)・・・岩出遺跡群・蚊山遺跡
- ・常明寺(伊勢市倭町:度会氏)・・・隠岡遺跡
- ・湯田廃寺(伊勢市小俣町:新家氏?)・・・世古遺跡

多気郡の近長谷寺の座主奉俊らのように、地方寺院には中央の大寺院と関係を持った地方氏族の子弟が関係を持続させ、彼らを中心に仏教の知識結を結成することで勧農に深く関わったと考えられる。 寺院が宗教施設としてだけでなく、地域の開発拠点としての役割も担ったと考えられるのである。

こうした社会情勢を踏まえて留意しなければならないのは、大中臣祭主家の在地化と祭主権力を背景とした神郡支配の確立と強化である。従来、神宮祭主は平安京内の邸宅に居住し、遷宮などの神事にあたって伊勢に下向していたが、『二所太神宮例文』や『中臣氏系図』には、10世紀末頃に大中臣永頼の「箕輪」から始まり、個々の祭主に「岩出」や「小社」「野篠」や「麻続」といった度会・多気郡内の地名を冠したものが現れる。『神宮典略』では、これらは祭主屋敷の所在地と考えられ、伊勢における別宅として成立し、祭主一族や近親の結集の拠点であったと評価されている。こうした屋敷地を意味する通称が、度会郡内に始めて蓮台寺を建立した永頼の「箕輪」からであることは示唆的である。おそらく祭主屋敷と共に氏寺として建立された寺院・仏堂もやはり一族結集のシンボルたりうるものだっただろう。こうした大中臣氏の在地化に対抗あるいは促される形で、旧来の在地の神祇氏族である荒木田氏・度会氏らも造寺活動を活発化させたとみることができるだろう。

度会郡での仏教の再浸透は、神祇氏族の仏教への傾倒と、10世紀の農業危機の克服、中央貴族であった祭主家大中臣氏の在地化とそれに対する在地氏族の対抗といった他の地域にはみられない過程を経ていったものであるといえるだろう。

## 5. 伊勢神郡と山林・山岳仏教

伊勢神宮の所在する神三郡(飯野郡・多気郡・度会郡)への仏教浸透には、もう一つの潮流を考える 必要があると考える。それは山林・山岳仏教の存在である。

世義寺は、寺伝によれば天平年間に行基が、外宮南方の伊勢市前山町亀谷郷に建立したとされるが明確ではない。この地点での発掘調査(亀谷郡C遺跡)では伽藍の遺構は確認できていないが、治承二(1178)年の刻銘のある経筒とみられる陶器甕が、発掘に先立って採集されており、この付近にかつて寺院が営まれた可能性は高い。ここから移転後の現在の世義寺薬師堂の本尊である像高60.2 cmの<mark>薬師如来坐像</mark>は、「本像は類例に乏しいが10世紀を下らない頃の作」と推定されており、造形の素朴さ、衣文や大衣前の渦巻き文など、「製作者の無知あるいは誤解が看取されることから、僧侶や仏師ではな

く、半俗の優婆塞や自度僧による造像」とも推定されている。造像と寺院の建立・時期は安易に同一視できないものの、標高 90m前後の舌状尾根に想定される元の世義寺の立地や、世義寺創建期の本尊とも目されるこの薬師如来が、しばしば修験寺院の神体と習合する(例えば鳥海山の大物忌神、熊野速玉大社の速玉之男大神など)こと、後代に世義寺が真言宗の修験先達寺院となっていること、前山の世義寺推定地の背後の山間地に行場とみられる「養命の滝」「天神滝」などがあることから、世義寺は大中臣氏ら神祇氏族とは別の系譜の造寺、山林・山岳の道場として成立したと考えられる。

さらに神宮周辺の山岳地に注目すると、標高 555mの朝熊山頂上部の金剛證寺も神宮一伊勢の平地部から見えない側の斜面で、朝熊山の東西稜線と南の磯部に向かう南北稜線の交点に位置する。寺伝では空海が真言寺院として中興したとされるが、時期的に明確な資料は、本堂の解体修理に伴う発掘調査で下層遺構から出土した 12 世紀後半の山皿や、これも 12 世紀代に位置づけられている木造雨宝童子像である。しかし、金剛證寺の本尊が虚空蔵菩薩で、加えて金星明星太子も祀り、真言宗寺院として平安時代後期まで遡る可能性はあることから、これも大中臣氏ら貴族社会の寺院というより、世義寺同様、山岳寺院としての系譜を強く窺わせる。朝熊山東西稜線を東下すると、同じく虚空蔵を本尊とする庫蔵寺を経て、東端で行場でもある白瀧・彦瀧明神に至り、南北稜線を南下すると山伏峠を経て麓に、起源は定かでないが円空仏を納める薬師堂がある。また朝熊山全体には三波川変成帯由来の、鏡岩を代表とする巨岩・奇岩が散見され、山林・山岳修行の場としての要素を多分に持っている。

12世紀後半以降は、金剛證寺の北西約250mの経ケ峯頂上に造営された朝熊山経塚群の経筒銘に造営参画者として荒木田氏や度会氏の名が見え、室町時代には天照大神と雨宝童子の同体説が強調されるようになるなど、神宮と金剛證寺―朝熊山は強い関係性が強調されるようになるが、やはり金剛證寺の創建は世義寺同様に、平地の神祇氏族の造寺とは別の流れと考えるべきではないだろうか。

もう一例、朝熊山の西側に宮川も超えて連なる国東山系の最高峰である標高 411mの国東山の山頂の南鞍部に国東寺跡がある。この寺院の起源も明らかではないが、近年 11 世紀後半~12 世紀のロクロ土師器が採集された。国東山の東には標高 302mの独立峰の大日山があり、宮川左岸の国東山系も修験の行場になっている。平安時代後期から寺院が整備されていたとは断言できないが、朝熊山と同様、少なくとも小堂や道場のようなものが置かれていた可能性はある。このように伊勢神郡では、神祇氏族や在地氏族によるものとは別の山林・山岳仏教の系譜も想定されるのである。

## 6. おわりに―中世伊勢神道の成立に向けて

これまで、伊勢神郡において8世紀末の仏教禁忌から、①多気郡には早期に中央の大寺院の寺領が成立し、在地氏族の発願で近長谷寺が創建された9世紀後半を画期に、郷単位程度の多数の小規模寺院が成立していったのに対し、②度会郡では10世紀末以降に、ようやく神祇氏族らの造寺活動が始まったこと、③また山岳部では世義寺・金剛證寺・国東寺といった山林・山岳仏教寺院が、密教の浸透とも合わせて平地部とは別の仏教浸透の系譜にある可能性を示した。仏教と山の関係は、8世紀には役小角や行基に代表されるように国家的な仏教とは別系統の在り方を示し、9世紀の天台・真言の密教との強い親和性はよく知られている。世義寺の薬師如来像から看取されるような優婆塞・優婆夷の存在は、一時は神郡を覆った仏教禁忌に影響されない山岳仏教のすがたを想起させる。

この②と③が合流するのが経塚の造営だろう。現在、伊勢国全体で確認さている古代末の経塚は遺構が明確でないものを含めても 18 箇所だが、そのうち度会郡には 8 箇所が知られている。度会郡は有数の経塚密集地であり、それが 12 世紀後半から 13 世紀初頭の限られた期間に集中するとされる。なお、飯野郡・多気郡には経塚は確認されていない。先述の朝熊山経塚群のほか、小町塚経塚(伊勢市浦口町)、蓮台寺滝ノ口経塚(伊勢市勢田町)など刻銘のある経筒・瓦経などには金剛證寺や万覚寺・常勝寺・常覚寺といった寺院名や僧侶名の他、大中臣・荒木田・度会といった神祇氏族名があり、これらが協同して経塚造営にあたったことが窺われる。経巻や瓦経などの形で埋納された経典がわかるものに、法華経・無量義経(開経)・観音賢経(結経)の他、般若心経・理趣経・大日経・宝筐院陀羅尼経や真言など密教との密接な関連をうかがわせるものがあり、こうした協同を裏付ける。

このように、古代において我が国でも格別の地位を得てきた伊勢神宮は、8~12世紀にかけて、地域的にも複雑な経緯で仏教の浸透と融合をみてきた。この経緯こそが12世紀の天照大神を大日如来の垂迹とするといった仏本神迹の神仏習合から、神宮側の特に度会氏による神祇信仰の主体性の確立を志向する新たな「神道」の覚醒と体系化を生む土台を形成させたのは、中世伊勢神道の分厚い研究からも明らかであろう。またこうした動きは、一見、神祇氏族の拠点である度会郡を中心に動いたかにも見えるが、伊勢神郡における仏教浸透の起点ともいえる多気郡の近長谷寺は、その立地や後世修験寺院としての性格を帯びていったことからも、当地域での山岳仏教の起点ともなったと考えられ、伊勢の宗教史の重要拠点だったといえる。

以上、まだ推測に基づく議論が多いが、伊勢の地域が後世の日本の思想史に与えた影響の大きさを 本報告で僅かばかりでも感じていただければ幸いである。

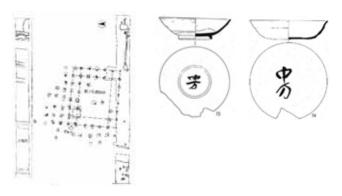
## 《主な参考文献》

- ・岡田登「伊勢大神宮寺としての逢鹿瀬寺について」『史料』第85号 1986
- ・多田實道「奈良~平安時代の神宮と仏教」『伊勢神宮と仏教 習合と隔離の八百年史』2019
- ・山中由紀子「伊勢神宮寺をめぐる諸問題」『斎宮歴史博物館研究紀要 18』 2009
- ・西口順子「九・十世紀における地方豪族の私寺」『平安時代の寺院と民衆』2004
- ・川尻秋生「日本古代における在地仏教の特質―僧侶の出自と寺院機能―」『古代東国の考古学』2005
- ・北村優季「疾病の流行」『平安京の災害史』2012
- ・勝山清次『中世伊勢神宮成立期の研究』2009 P47~68
- ・田村憲美「10世紀を中心とする気候変動と中世成立期の社会―降水量変動と国家的祈雨儀礼をめぐる覚書―」『気候変動と中世社会』2020
- ・赤川一博「世義寺の仏像」『三重県史研究』七 1991
- ・高橋美由紀「伊勢神道と末法思想」『伊勢神道の成立と展開』2010 再録
- ・西山克「胎金両部世界の旅人」『聖地の想像力―参詣曼荼羅を読む―』1998
- ・岡田莊司「両部神道の成立期」『神道思想史研究』1983
- · 谷本鋭次「経塚概要」『三重県史 資料編考古Ⅱ』2008





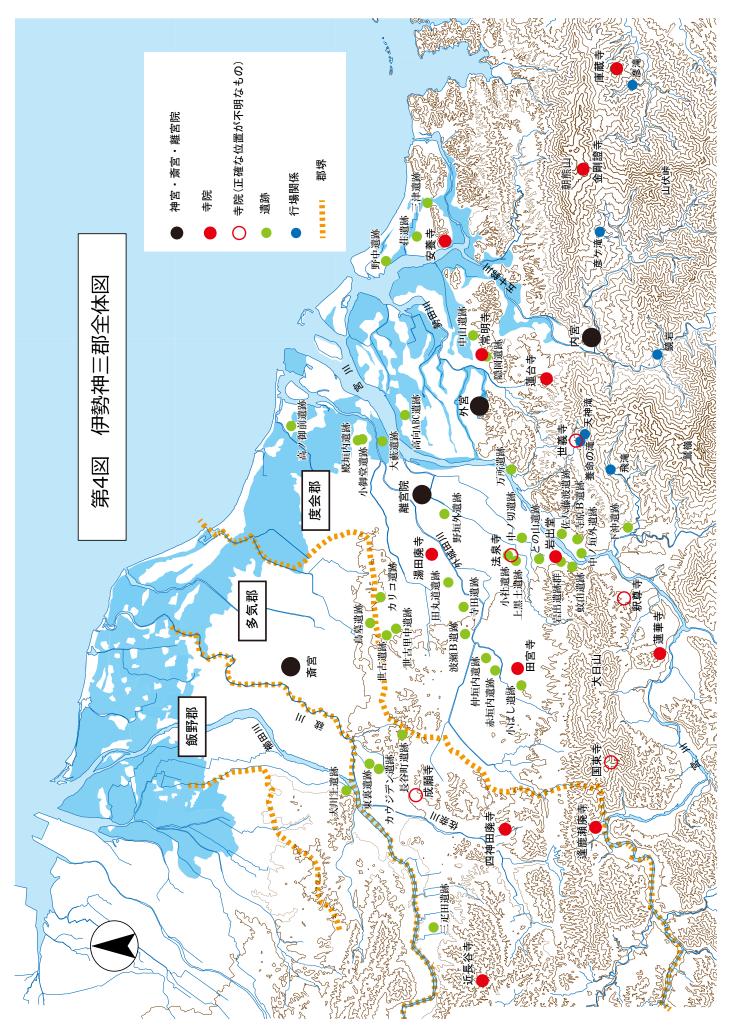
第1図 逢鹿瀬廃寺系軒丸瓦 (左:逢鹿瀬廃寺・右:斎宮跡第146次調査出土)



第2図 カウジデン遺跡と墨書土器



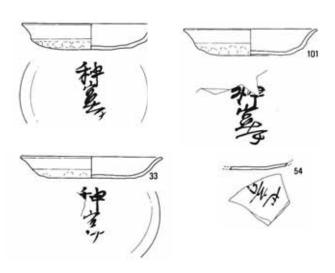
第3図 近長谷寺の十一面観音立像





第1表 伊勢神郡の遺跡の消長

※網掛けの表示の濃色は遺構、薄色は遺物が確認されていることを示す



第5図 大川上遺跡出土墨書土器



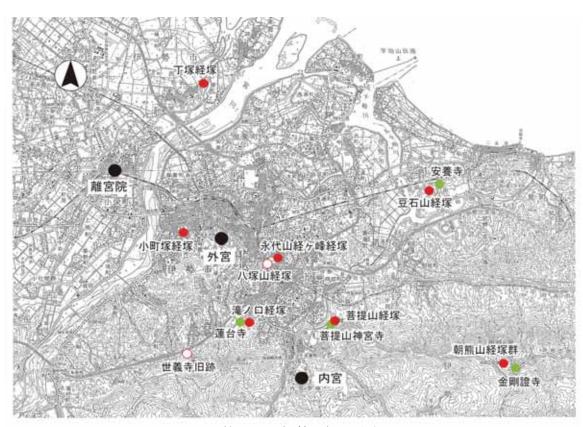
第6図 世義寺薬師如来座像 四日市市立博物館提供



第7図 金剛證寺本堂



第8図 勢田川からみた朝熊山



第9図 伊勢の経塚分布図

## 古代出雲の宗教世界

島根県古代文化センター 松尾充晶

## 1 はじめに

『古事記』『日本書紀』の神話や杵築大社、出雲国造の存在に象徴されるように、古代出雲は神祇祭祀の面で個性的であり、「神々の国」のイメージが強い。しかし実際の地域社会においては、仏教が国府官人~有力豪族層~一般民衆へと広く展開・浸透しており、神と仏が共存・融合した宗教世界を形成していた。この点では古代日本の一般的なあり方といえる。では、古代出雲における神・仏の関係に、何か特色はあるのだろうか。対比的に扱われることの多い伊勢とはどのような違いがあるのだろうか。このことを考えるために、本報告では、①古代出雲の地域社会では、神と仏の信仰活動がどのように展開していたのか、②国家(都・朝廷)からみて、出雲の神・仏はどのように扱われていたのか、という2つの視点から、古代出雲における宗教世界の特質を探りたい。

## 2 仏教受容と官社整備 - 7世紀~8世紀初頭の出雲-

## 1) 出雲における仏教の受容

出雲ではいつから仏教が信仰されたか。最も古く確実な資料は鰐淵寺(出雲市)の観音菩薩立像で、 壬辰年(692年)の紀年銘がある[図 2]。銘文は「壬辰年五月出雲国若倭部臣徳太理為父母作奉菩薩」 とあり、郡司クラスの有力氏族であった若倭部臣氏が父母のために造像したことが知られる。同様に法 王寺(出雲市)の観音菩薩立像も飛鳥時代後期のいわゆる白鳳彫刻に位置づけられるもので、これら天 台宗の古刹に伝来する仏像の存在から、7世紀末~8世紀初頭には出雲に仏教が受容されていたことが 確認できる。

このことは考古学的に把握できる寺院遺跡の動向とも整合的である。出雲における古相の寺院関連遺跡としては、ඛ野方廃寺(安来市/意宇郡山国郷教昊寺に比定)、⑧神門寺境内廃寺(出雲市/神門郡朝山郷新造院に比定)、⑥御井神社遺跡・三井 II 遺跡(出雲市/出雲郡新造院の瓦窯か)、⑩来美廃寺(松江市/意宇郡山代郷北新造院に比定)がある。これらの創建はいずれも7世紀末~8世紀初頭であり、これが出雲における造寺活動の開始時期を示すとみてよいだろう。

全国的に見ると、地方寺院の出現はこれより数十年早い地域が多い。例えば隣接する伯耆国の大御堂廃寺が7世紀中頃の創建であることを勘案すれば、出雲における仏教寺院の出現は相対的に遅い。初期においては仏教受容・造寺活動に積極的ではないとみることができよう。さらに、初期段階の瓦笵は前記③が伯耆の上淀廃寺系、B⑥が備後の寺町廃寺系であり、出雲に隣接する地域から造瓦技術が直接的に導入されている。全国的に7世紀後半には畿内系の瓦(山田寺式、川原寺式など)が広く地方伝播するが、その影響を受けていない点でも地域色が強いといえる。

このような、7世紀代の初期寺院が存在しないという状況は、神宮膝下にあたる伊勢国度会郡・多気郡でも認められ、仏法忌避により寺院建立の制限があったと考えられている。さらに、いわゆる「神郡」とされる常陸国香島郡(鹿島神宮の神郡)、筑前国宗像郡(宗像大社』)においても同様の状況が指摘されている。「国家神・重要な地域神を奉斎する地域では、白鳳寺院の建立が低調な場合がある」という点においては、出雲はその代表例とすることができよう。特に出雲の場合は、それが神郡(意宇郡)域にとどまらず一国全体に広く認められることが、他には無い特徴である。

## 2) 出雲における官社制・神社整備

こうした特性は出雲国における律令神祇制度(官社制)の展開と関わりが深い。端的には「出雲国全体に、多くの神社が存在する」ことが注意される。『延喜式』神名式から10世紀の全国の官社、すなわち神祇官が管轄した神社を知ることができるが、出雲国の神社数187座は筆頭の大和国286座、伊勢253座に次ぐ多さである。畿内から離れるほど少なくなる傾向に照らせば、出雲国の神社は際だって多い[図3]。また、このような官社整備が早く進んだ点も出雲の特長だ。天平5(733)年に成立した『出

雲国風土記』にはすでに官社 184 社が記載されており、出雲国における官社登録は 8 世紀初頭に急速に進められ、神亀年間 (720 年代) にはほぼ完了していたと考えられている。『日本書紀』の編纂や神話体系の構築と、神祇官一出雲国の神社整備は同調するように進められたとみるべきであろう。『出雲国造神賀詞』は、出雲の神々と自らが天皇の秩序安寧を支持するという内容であり、その奏上儀礼が霊亀2(716)年に初見である。このことも、このような出雲国の特別な位置づけと対応するものと考えられる。さらに『出雲国風土記』には、「不在神祇官社」すなわち神祇官に管轄されない、官社ではない神社が215 社記載されている点が注意される。そのような存在は本来、律令神祇制度の枠組みの外にあるもので、伊勢国度会郡における神宮の末社(未入官社・未載官社)以外に古代史料には登場しない、特異なあり方である。『風土記』編纂の責を負った出雲国造が国内神社・祝部を統轄する独自の国内秩序が存在したと考えられ、7世紀後半~8世紀前葉までの出雲国は「杵築大社と国内神社百八十社」の存在感が強く発揮された段階である。その一方で仏教受容の忌避があって典型的な白鳳期寺院が無く、初期

## 3 寺院の展開 -8世紀中葉~後葉の出雲-

寺院の展開が低調であることが、出雲国における特徴といえるだろう。

## 1)『風土記』にみる寺院建立

地方における寺院建立の実態を知る上で極めて重要な史料が『出雲国風土記』であって、ここには天平 5 (733) 年時点での、出雲国内の様相が記されている [表 1]。これによると、国内 8 郡のうち 5 郡に計 11 箇所の寺院があった。このうち固有の寺名をもつのは意宇郡の教昊寺のみで、残る 10 ヶ寺はすべて「新造院」と呼称される。その意味するところについては「国家公認を受けていない(今後受けようとしている)、改修新造されつつ寺」あるいは「寺院併合令 (霊亀 2 (716) 年) 以降に新造された寺」など諸論あるが、いずれにしても『風土記』編纂直前にあたる時期に創建されたものか、あるいは編纂時まで修造が続いている寺院を記載したと考えられる。意宇郡山代郷北新造院に比定される来美廃寺はその好例で、発掘調査により①まず金堂を設けて寺院造立 (7世紀末~8世紀初頭)、②後に塔と講堂(?)を付加 (8世紀中頃~後半) したことが明らかになった [図 4]。『風土記』には「厳堂一宇」すなわち金堂のみが建っているとされ、これは上記①段階の状況を示すとみることができる。

また、『風土記』には各寺の施設、僧尼の記載があるほか、造立者を明記している点が重要である。ここから、各寺院が現任郡司(大領・少領)やその父祖、あるいは「郷人」とされる在地有力者によって私寺として建立されたことが見て取れる。このうち、意宇郡山代郷南新造院を建立したのは『風土記』段階で飯石郡郡司、後に出雲国造となる出雲臣弟山であった。比定される四王寺跡は720年代の創建とみられ、その瓦当は国内の他寺にも供給される。この頃から(神亀年間以降)、国内の最有力氏族であり神祇祭祀を統属した出雲臣氏も積極的に造寺活動を主導し、出雲国内における仏教信仰が広く展開したとみられる。

## 2) 国家施策と寺院の展開

天平7(735)~9(737)年には全国で天然痘蔓延、飢饉が続き、聖武天皇は「国家のために験ある神で幣 帛に預からない神を官社に加列せよと命じ」(『続日本紀』天平9年8月甲寅)、「使いを畿内・七道に使 わして、諸々の神社を造らせた」(『同』11月癸酉)。この頃に地方官社の社殿整備が進んだものと推定 される。出雲国の場合、それが「過剰な数」ともいえる184社全てに及んだとは考えにくいが、実際に 天平年間(730・40年代)になると、社殿群で構成された青木遺跡(出雲市)のような神社施設の整備 も進められた。

国家鎮護を目的とした聖武天皇の宗教施策は神祇・仏法の尊重が両輪をなすものであった。神亀2(725)年には諸国に神社・寺院の清浄をもって敬神尊仏を命じるとともに、最勝王経の転読を命じている(『続日本紀』神亀2年7月戊戌)。このような仏教経典の取り扱い命令(転読・転経)は当然ながら出雲国にも伝達されている。一部が残存する『出雲国計会帳』からは行政文書の授受記録が確認でき、天平6(734)年に太政官符「応説最勝王経状」や「応購読最勝王経状」が出雲国府を経由して伯耆国・隠岐国と授受されたことがうかがえる。さらに、同『計会帳』には天平5(733)年の弁官への進上公文のう

ちに「僧尼帳一巻」「寺財物帳一巻」「斎会帳一巻」がみえている。こうした点から、天平期には出雲国においても国家鎮護を目的とした転経・講説・斎会が謹修され、国衙による寺院把握がおこなわれていたことが確認できる。さらに天平13(741)年の詔を受けて8世紀中頃には出雲国分僧寺・尼寺の建設が進められており、国家施策としての仏教は出雲国府周辺を核として展開していた。

## 3)地域社会での仏教儀礼

8世紀中頃から、都周辺では観音信仰を背景にした悔過法会の記録が急増し、既存寺院・役所、貴族 私邸などに悔過専用の建物「悔過所」・組織が整備される。こうした動きは地方にも広がり、国分寺や 郡名寺院だけでなく村落諸寺に悔過所が出現し、在地有力層により悔過法会が執行されたとみられる。これと対応するように、出雲では8世紀後半から「村落寺院」または「山林寺院」と称されるような、大規模な伽藍を持たず、瓦葺建物すら伴わない仏教施設があらわれる[表 2]。丘陵上に平場を設けて簡素な堂(+瓦塔)を建てており、仏鉢模倣の須恵器や、油煙痕を残す灯明皿が出土することが特徴的である[図 6]。

また、山持遺跡からは吉祥天を含む人物を描いた板材(厨子部材か)が出土しており [図 5]、8 世紀後葉~9 世紀初頭に吉祥悔過がおこなわれていたことをうかがわせる。神護景雲元(767)年の勅(『続日本紀』同年正月乙未)では「天下太平、風雨順時、五穀成熟、兆民快楽」のために吉祥天悔過の法会をおこなうよう諸国に命じており、平地に立地する村落においても、悔過を払って福徳を招く斎会が勤められたのであろう。

## 4)神と仏の空間

伝統的に存在した神社と、8世紀後半に広く浸透した仏教施設は、実際の在地社会においてどのような空間を形成していたか。事例をあげて概観する。

青木遺跡は大社造に類似した社殿群を伴う、整備された神社跡として知られる。その北側約 400mにあるのが天台宗の古刹、大寺薬師(萬福寺)で、薬師如来像、四天王像など 9 世紀にさかのぼる優れた仏像群が伝来している [図 7]。江戸初期の山崩れで寺地が移動する前はさらに谷奥の、平地を見下ろす丘陵上に堂宇があった。この一帯からは 8 世紀後半の瓦が出土しており、青木遺跡の神社と大寺谷の寺院は同時期に併存した。青木遺跡出土木簡にみえる、同郡郡司の若倭部臣氏が主導し、「谷奥の山寺/谷出口の神社」という一体的な宗教空間を形成していたことがうかがえよう。

このような密教山林寺院と神社の位置関係については久保智康氏の論がある。久保氏は出雲における 平安時代以前の寺院の大半が、山林修行に適した浄所として選地された、山の麓〜中腹にかけての山間 に立地すること、これらの山林寺院に至る手前に古代の神社が鎮座するケースが多いこと、を指摘した。 山林修行において清浄性は最大要件であり、これを意識して伝統的な神坐す空間が山寺の好地として選 ばれたのであろう。また山麓の神社立地は、聖俗境界に設定された祭祀場の延長にあると理解できる。 こうした空間構成[図8]は一般的な「古社と神宮寺」の関係に通じるものではあるが、出雲の場合は これが国内一円に普遍的に認められる点が特徴的で、出雲における習合形態、神仏霊場の基本形とみる ことができる。ただし、その一方では、国家から高い待遇を受けた杵築大社・熊野大社や在地有力神の 佐陀大社がその類型にあたらず、平安前期以前にさかのぼる確実な神宮寺が存在しない点については特 別の事情を考える必要があり、注意すべき点である。

## 4 対外憂慮と神仏の力 -9世紀の出雲-

## 1)「新羅賊兵」への緊張

7世紀後半~8世紀初頭の出雲は「天皇・国家の安寧を一国全体の神祇の力によって保証する重要な地方」という特別な地域像を帯びていたが、このような地位は次第に薄れ、9世紀には「実際の地理として外部国家(新羅)と対峙する地域」へと変容していく。新羅との緊張関係と、それに対応した神仏の取り扱いをみていこう。

天平 5(733)年に編纂された『出雲国風土記』には国内に軍団や烽、戍といった軍防施設が置かれたことが記されるほか、その前後には山陰道に節度使が設置、弩の製造配備がなされるなど、新羅との軍事

的緊張に対応するための具体的な施策がとられた。天平 9(737)年 4 月には「新羅無礼之状」すなわち新羅使との軋轢に際した遺使奉幣がおこなわれるが、その対象は「伊勢神宮、大神社、筑紫住吉、八幡二社、香椎宮」であって、出雲の杵築・熊野は含まれない。このように、国家緊急の重大事における臨時奉幣の対象から外れた出雲の地位低下は称徳朝においてさらに顕著となる。天皇の不予、天候異変に際した宝亀元(770)年 8 月の臨時奉幣先は伊勢大神宮と、八幡神、さらに若狭彦神(若狭国)、気比神(越前国)、気多神(能登国)であった。この若狭・気比・気多は、日本海に面した海上交通上の要地である点、外的世界(渤海など)との接続域であった点は出雲と同様の地理的性格をもつが、称徳政権との結びつきが強く中央と近い関係にあった。この点が、特段重要視されなくなっていく出雲との扱いの差にあらわれるとみられる。さらに光仁朝には、太宰府に新羅調伏を目的とした四天王寺を設け(宝亀5(774)年)、縁海の諸国に警固に勤めるよう命じたが(宝亀11(780)年))、その対象国は(天平4年の節度使の例にならって)因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門であった。

## 2) 辺地境界としての出雲/国土観における相対的地位

このように、神祇面における出雲の相対的地位は次第に低下し、9世紀には現実的な外憂の最前線という地理的な位置づけが濃くなっていく。出雲国造の神賀詞奏上儀礼が天長 10(833)年を最後に正史から消えていくことも、それと対応するものであろう。さらにこの時期の出雲国内では蝦夷俘囚の移配による混乱や予期せぬ渤海使の来着、官倉火災などが頻発し、混乱状態が続いたことも背景にあげられる。貞観期には、神仏の力によって「新羅賊兵」を調伏することが企図され、出雲は山陰道日本海側諸国のひとつとして扱われる。貞観 8(866)年には「新羅賊兵常窺間隙」という危機感から、神の力で是を鎮護しようと奉幣がなされる。その対象とされたのが「邑境諸神」すなわち境界域に鎮まる神であり、具体的には能登・因幡・出雲・石見・隠岐・長門各国府と太宰府に奉幣が命じられた。出雲国においては、これに対応する形で、「韓国伊大(太)氐(カラクニイタテ)神社」が設置された可能性がある。『延喜式』神名式には官社(式内社)としてこの名の神社が6社みえる [表 3]。「イタテ神」は「射楯神」すなわち軍防を司る神であり、賊心をもつ「韓国」新羅を調伏する力が期待されたのであろう。貞観8年の「班幣於邑境諸神」に呼応した出雲国での新羅賊兵対策とみられる。

さらに、新羅の侵攻を防ぐために神だけでなく、仏の力も期待された。貞観 9(867)年には四天王像を安置して修法を勤め、賊心調伏を祈らせたが、像を下した 5 ヵ国が「西の極みに立地し、新羅の境と近い」とされた伯耆・出雲・石見・隠岐・長門であった。『延喜式』主税式には出雲国四王寺における春秋修法に正税を充てることが規定されており、実際に出雲で四天王修法が謹修されていたことがうかがえる。このように出雲は「神と仏の力により西方を防御する地」ではあったが、あくまで長門~伯耆と連続する日本海海岸線の一部、に過ぎなくなっていた。

## 3) 活発な仏教信仰

このような国土観における地域像とは別の次元として、在地有力者による出雲での薬師悔過、造像活動は活発であり、平安前期(9世紀後半~10世紀)の優れた仏像が多く伝わる点も出雲の特色である。薬師信仰の流行を示す薬師如来像の代表例として前述の大寺薬師や仏国寺(松江市)があるほか、出雲平野南方の山間部や島根半島に密教寺院が展開し[図1]、個性豊かな仏像が伝来している。

## 5 中世社会への転換 ~10世紀以降の出雲~

## 1) 杵築大社と鰐淵寺

いわゆる神仏習合を背景として、有力神社に対応する神宮寺の創建は伊勢神宮寺(766年)、多度神宮寺(763年)、鹿島神宮寺(749~757年)と8世紀中葉に端緒が認められる。また北陸(若狭・越前・能登)においても、若狭神宮寺遺跡、気比神宮寺、剣御子神宮寺、柳田シャコデ廃寺(気多神宮寺か)が、いずれも神社の隣接地に8世紀前葉に創建された可能性があり、神宮寺の建立時期は古い。北陸は若狭比古神・気比神による神身離脱譚(苦悩する神が仏法による救済を求める)で知られ、神仏習合の思想的展開が早く進んだ地域でもある。これらと比較した場合、出雲における杵築大社・熊野大社と仏教思想との融合がかなり遅れることは注意されてよい。杵築大社の場合は、出雲国造が意宇から杵築へ

拠点を移す 10 世紀から、中世への移行期とされる 12 世紀にかけて大きな変化がみられる。ひとつは祭神の転換(オオクニヌシ→スサノヲ)であり、杵築大社が出雲国一宮の地位を固めていく過程でもあった。ここにおいて、大社の年中行事に鰐淵寺僧が関わる形態が形成されていく。鰐淵寺と杵築大社は北山山系を隔てて地理的に隔絶しており、本来は独立性が強い別個の存在で、いわゆる神宮寺・鎮守社の関係とは異なる。「神仏隔離の原則を踏まえた神仏融合」とされるあり方である。同様に、島根半島側の有力神社であった佐陀神社も、戦国期に成相寺と結びつき、同寺が佐陀神社の「奥の院」となる。成相寺は古来、蔵王信仰の拠点で独立した有力寺院であった。自立した寺院と神社が相互補完的に機能する構造は、中世杵築大社と浮浪山鰐淵寺の構造に共通するものである。一方、出雲国造が奉斎していた熊野大社でも、古代神宮寺の存在はうかがえない。その後は国造移住・杵築大社中世一宮制の成立により後退し、平安末期以降は熊野荘の荘園鎮守という性格に縮小、さらに紀州の熊野信仰が導入されていく。ここでは出雲国を代表し、全国的にも有力な地域神という位置は失われている。

## 2) 修験霊場・西方浄土としての出雲観

平安後期には、出雲"出身"の僧が都や他地域で活動する様子もうかがえる。『台記』(久安 2(1146)年9月)には、出雲出身の「出雲聖人」が八幡念仏所と称する施設で行法をおこなっており、貴賤を問わず京中の人々が百万遍念仏を勤めに集う、と記される。また『後拾遺往生伝』には出雲出身の良範上人(康和 3(1101)年没)、行範上人(康和 4(1102)年没)、石見出身で幼くして出家し鰐淵寺に住んでいた永暹上人(天仁元(1108)年没)の事績が記される。出雲の有力寺院と都・他地域での僧の行き来が活発におこなわれていた。また『梁塵秘抄』に「聖の住所は何処/\ぞ(中略)出雲の。鰐淵や。日の御埼」と歌われるように、日御碕~杵築~鰐淵寺に至る島根半島の山塊は修験の霊場として知られていた。全国から回峯行者が来訪すると、出雲国内の修験道場も展開することとなった。また、前述の良範上人は夢の中で、極楽浄土から迎えに来た舟が「杵築神社西浜」に着く場面を見たと語る。ここには西方浄土の入口としての出雲観があり、末法・浄土思想と古代出雲神話観が結びつき、出雲への関心を喚起することにもつながった。

## 6 まとめ

こうした展開を整理すると、以下のような段階、変遷がたどれる。①出雲が神祇面で特色を帯びる7世紀後半~8世紀初頭には国内全体で仏教忌避があった。②奈良・平安時代には仏教が展開し、神仏霊場の融合や、有力氏族における造寺造像活動、村落への仏教儀礼の浸透が認められ、出雲国造氏族も氏寺を建てているが、③杵築大社や熊野大社に代表される有力神社においては習合をうかがわせる要素が無い。さらに④国家国土観の中で出雲の特異性は8世紀中頃以降変容し、実世界における新羅との緊張関係の中で辺地境界の一部とみなされるようになっていった。

## 【参考文献】

井上寬司 1991「第三編第三章 中世」『大社町史 上巻』大社町

井上寛司 2016「第五章 中世の宗教と文化」第一節~第三節『松江市史 通史編 2 中世』松江市

大日方克己 2015「第九章 平安前期の出雲・山陰 - 東アジア世界・災害・律令制の展開 - 」『松江市史 通史編 1』

久保智康 2012「古代出雲の山寺と社」『大出雲展』展示図録、京都国立博物館・島根県立古代出雲歴史博物館編

久保智康 2016「山寺と神社の構成」『日本の古代山寺』古志書院

瀧音能之 2014「韓国伊大氐神社と日羅関係」『出雲古代史論攷』岩田書院

濱田恒志 2017「西極仏像論-島根に遺る平安時代彫刻の一側面-」『島根の仏像-平安時代のほとけ・人・祈り-』展示 図録、島根県立古代出雲歴史博物館

林健亮 2022a「古代の山林寺院とその参道」『山陰における古代交通の研究』島根県古代文化センター研究論集第 27 集 林健亮 2022b「才ノ神遺跡の再検討」『古代文化研究』第 30 号、島根県古代文化センター

平石充 2016「補論 延暦儀式帳にみえる神社」『古代祭祀と地域社会』島根県古代文化センター研究論集第 16 集

掘大介『古代敦賀の神々と国家-古墳の展開から神仏習合の成立までー』雄山閣

三舟隆之 2020「神郡の成立と古代寺院」『古代氏族と地方寺院』同成社

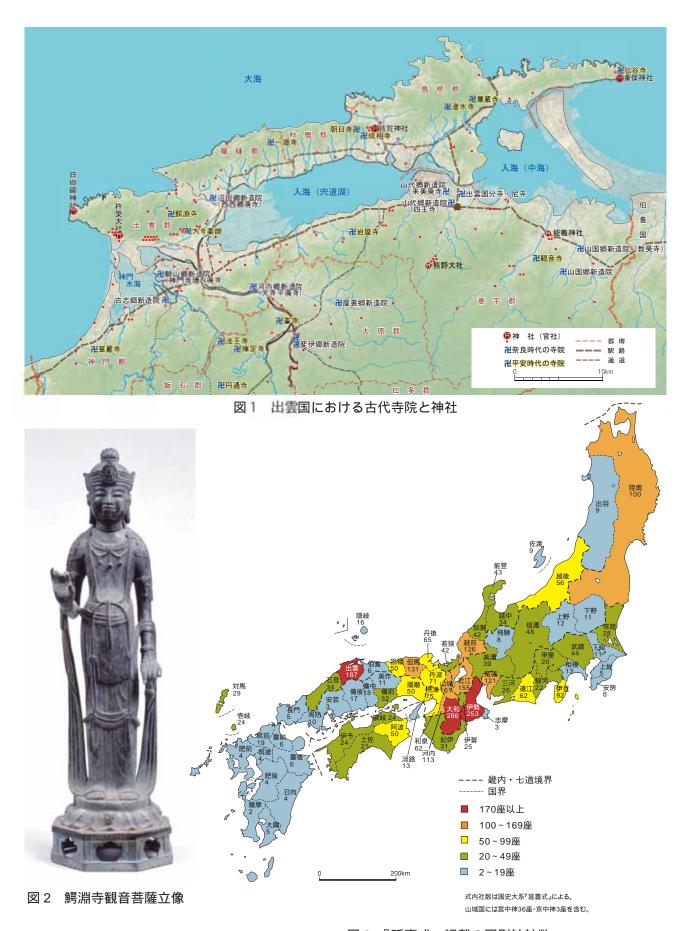


図3 『延喜式』記載の国別神社数

表 1 『出雲国風土記』記載の寺院

所在郡	所在郷	寺名	施設	僧尼	造立者	比定地
	山国郷	教昊寺	五層塔	有	教昊僧 (上腹首押猪之祖父)	教昊寺跡 (安来市野方町真崎)
意字郡	山代郷	新造院	厳堂	無	日置臣目烈 (出雲神戸日置君鹿麻呂父)	来美廃寺 (松江市矢田町来美)
总于创	山代郷	新造院	教堂	僧一躯	飯石郡少領 出雲臣弟山	四王寺跡 (松江市山代町師王寺)
	山国郷	新造院	三層塔		山国郷人 日置部根緒	山国郷釈迦堂か (安来市上吉田町別所)
楯縫郡	沼田郷	新造院	厳堂		大領出雲臣大田	西西郷廃寺 (出雲市西郷町表)
出雲郡	河内郷	新造院	厳堂		旧大領日置部臣布祢 (今大領佐底麿之祖父)	天寺平廃寺? (出雲市斐川町下阿宮)
神門郡	朝山郷	新造院	厳堂		神門臣等	神門寺境内廃寺 (出雲市塩治町六反)
	古志郷	新造院	不立厳堂		刑部臣等	不明 古志遺跡か
	斐伊郷	新造院	厳堂	僧五躯	大領勝部臣虫麿	木次廃寺 (雲南市木次町里方)
大原郡	屋裏郷	新造院	層塔	僧一躯	前少領額田部臣押島 (今少領伊去美従父兄)	馬田寺遺跡か (雲南市大東町大東下分)
	斐伊郷	新造院	厳堂	尼二躯	斐伊郷人樋印支知麿	(雲南市木次町法花坊)



図4 来美廃寺(意宇郡山代郷北新造院)の伽藍配置

図5 山持遺跡出土の板絵

表 2 出雲における山林寺院・村落内寺院の遺跡事例

遺跡名	所在郡	所在地	年代	遺構	出土品	立地·備考
才ノ神遺跡	意宇郡	安来市 黒井田町	8世紀後半 ~10世紀中葉	2面庇掘立建物 瓦塔柱穴	瓦塔、須恵器鉢・灯明皿、 緑釉陶器(瓦無)	丘陵頂部(50m) 横穴墓群隣接地
陽徳寺遺跡	意宇郡	安来市 門生町	8世紀中頃 ~10世紀	_	教昊寺Ⅱb式軒丸瓦	池底への二次堆積
堤平遺跡	意宇郡	松江市 宍道町	8世紀中葉 ~11世紀	布掘建物、岩盤彫込 (木造塔か)	須恵器鉢・灯明皿、銅製容器(瓦無)	丘陵中腹(32m)
島田池遺跡	意宇郡	松江市 東出雲町	8世紀後半	掘立柱建物3棟	須恵器鉢・灯明皿 (瓦無)	丘陵中腹(15m) 横穴墓群隣接地
山持遺跡	出雲郡	出雲市 里方町	8世紀後葉 ~9世紀初頭	_	瓦塔 吉祥天墨書板絵	山裾の低地〜湿地帯 付近微高地に神社群
三田谷 I 遺跡 大井谷 II 遺跡	神門郡	出雲市 上塩冶町	8世紀後半 ~	「真奈井」井泉 掘立柱建物	須恵器鉢ほか	丘陵裾・中腹 横穴群隣接地

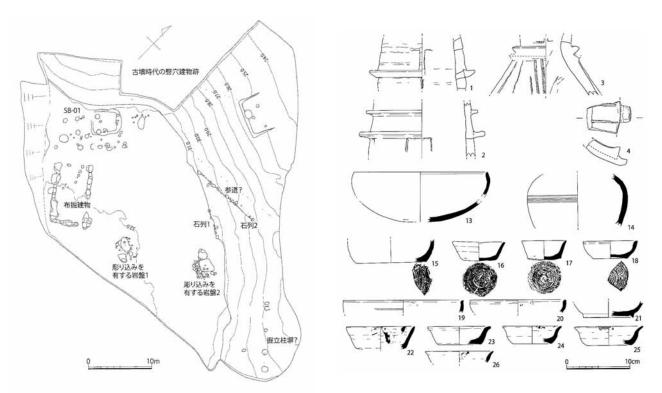


図 6 山林寺院の遺構(左:堤平遺跡)と出土遺物(右:オノ神遺跡) (林 2022ab 掲載図)

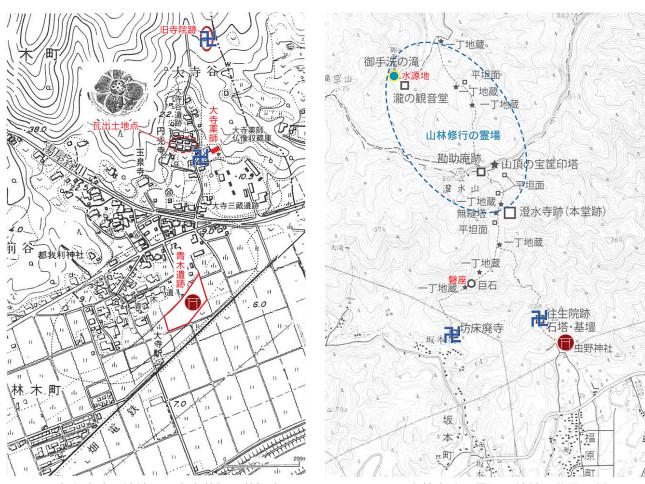


図7 青木遺跡(神社)と大寺薬師(萬福寺) の位置関係

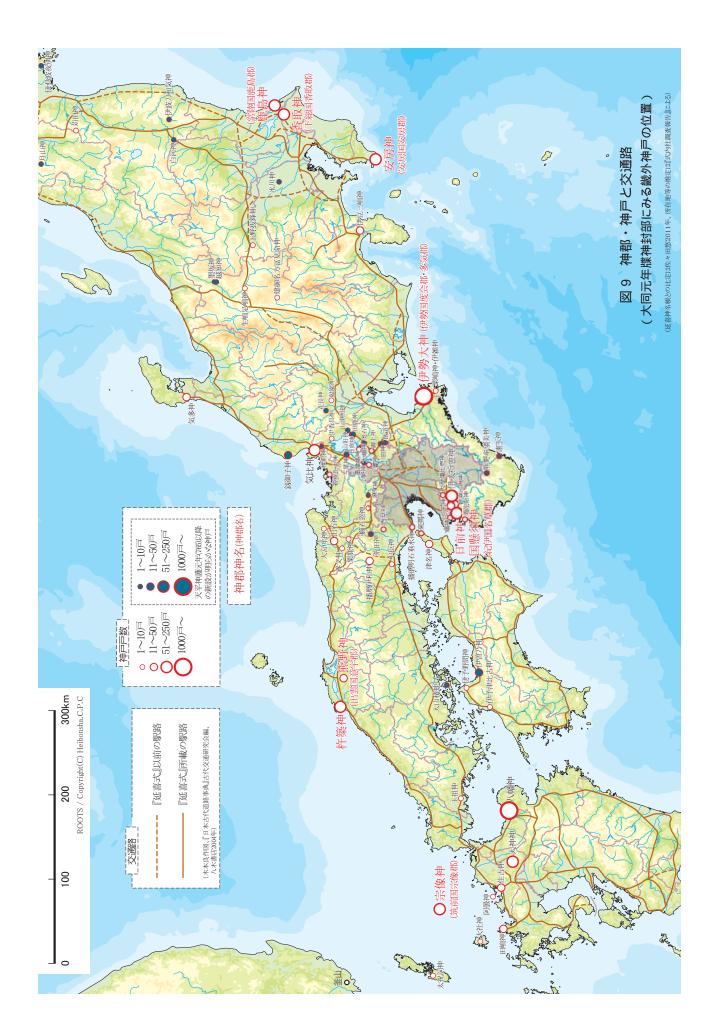
図8 山林寺院・霊場と神社の位置関係 (林 2022a 掲載図に加筆)

表3 出雲国内の「カラクニイタテ」神社

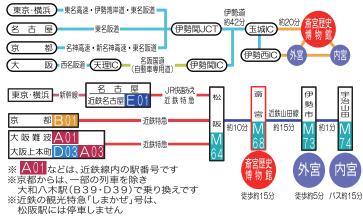
所在郡	『延喜式』神社名	『風土記』比定社	現比定神社			
	玉作湯神社	玉作湯社	玉作湯神社(松江市玉湯町)			
	同社坐韓国伊太氐神社	由宇社力	同社相殿			
意字郡	揖屋神社	伊布夜社	揖屋神社(松江市東出雲町)			
息于印	同社坐韓国伊大氐神社	伊布夜社	同 境内社			
	佐久多神社	佐久多社	佐久多神社(松江市宍道町)			
	同社坐韓国伊大氐神社	佐久多社 <sub>力</sub>	又は嘉羅久利神社 (安来市)			
	阿須伎神社	阿受枳社	阿須伎神社 (出雲市大社町)			
	同社神韓国伊太氐神社	阿受枳社	同社合祀			
出雲郡	出雲神社	出雲社	諏訪神社(出雲市別所町) カ			
山去砂	同社韓国伊大氐神社	御魂社	同社合祀 <sub>カ</sub> (論社有り)			
	曽枳能夜神社	曽伎乃夜社	曽枳能夜神社(出雲市斐川町)			
	同社韓国伊大氐奉神社	曽伎乃夜社	同 境内社			

表 4 対外不安と神仏に関わる施策

年代	対外不安要素と施策	出雲	若狭·敦賀·能登
7世紀後半	・ (白村江後の防御)	・造寺活動低調	・神身離脱譚の投影時期
8世紀初頭		・官社登録の進展	
8世紀第2四半期	<ul><li>・新羅との軋轢</li><li>・節度使設置・軍防整備</li></ul>	<ul><li>・『風土記』社名帳の段階</li><li>・『風土記』新造院の段階</li></ul>	・気比神宮寺、若狭比古神願寺 等、神宮寺造営
8世紀後半	<ul><li>・太宰府四王院の設置</li><li>・「諸国疾疫」</li><li>・蝦夷38年騒乱</li></ul>	・村落寺院が出現 ・国造郡領兼帯禁止	<ul><li>・越前国諸神に盛んな神階奉授</li><li>・気多神へ神封奉充</li><li>・称徳天皇不予、災疫への奉幣</li></ul>
9世紀前半	・対蝦夷政策	・出雲国造神賀詞の形骸化	・能登客院の造立 ・気多、気比禰宜に把笏を許す ・気多、気比神宮寺に常任僧3人を 置く
9世紀後半	<ul><li>・「新羅賊兵」への緊張</li><li>・四天王像を5国に安置</li><li>・渤海使の出雲漂着多発</li></ul>	<ul><li>・出雲他「邑境諸神」へ班幣</li><li>・韓国伊大氐神社の設置</li><li>・出雲ほかに四天王像を下す</li></ul>	・気多神を従一位に昇叙 ・清和天皇不予、気多社にて金剛 般若経







## 伊勢斎宮への交通



斎宮歴史博物館



斎宮歴史博物館 展示室



いつきのみや歴史体験館



史跡公園 さいくう平安の杜

## 公開講座「伊勢と出雲の神・仏 ~古代の宗教世界を読み解く~」資料集

令和5年2月12日(日)

編集 斎宮歴史博物館 (斎宮活性化実行委員会) 三重県多気郡明和町竹川 5 0 3 TeL 0596-52-3800 (代) http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/saiku/